

第3次燕市子ども読書活動推進計画

～地域社会が本でつながり 子どもに寄り添う～

令和7年度 ～ 令和13年度
(2025) (2031)



令和7年3月
燕市教育委員会

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	3
1 子どもの読書活動の意義	3
2 計画の趣旨と位置付け	3
3 計画の期間	4
第 2 章 子どもの読書活動の現状と課題	5
1 第 2 次計画の達成状況	5
2 これまでの主な取組	6
3 燕市における子ども読書の課題	8
第 3 章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	12
2 基本方針	12
3 計画の体系	14
第 4 章 基本計画	15
基本目標 1:読書の定着に向けた取組の推進【乳幼児期】	15
基本目標 2:児童生徒の読書活動の推進【小・中・高校期】	18
基本目標 3:すべての子どもが本に親しむための機会の提供【地域社会】	21
第 5 章 達成目標	26
1 第 3 次計画の達成目標	26
資料編	27
1 燕市図書館協議会運営規則	28
2 燕市図書館協議会委員名簿	29
3 第 3 次燕市子ども読書活動推進計画策定経過の概要	30
4 第 2 次燕市子ども読書活動推進計画の達成状況	31
5 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果	32
6 子どもの読書活動の推進に関する法律	51
7 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）	53

第 1 章 計画の策定にあたって

01 子どもの読書活動の意義

社会情勢の変化が激しく、複雑で将来の予測が困難となっている時代において、子どもの頃から本に親しみ、自ら進んで本を読む習慣を身に付けることは、豊かな人生を切り拓いていくうえで、大きな糧となります。

読書が人生に与える影響、果たす役割は大きく、読書を通じて身に付けられるものは多くあります。特に、子どもの読書活動は、言葉の力を身に付け、感性を磨き、表現力を高めるために重要であり、創造力を育み、人生を豊かに生きる力を身に付けていくために不可欠なものです。

市民一人ひとりが子どもの読書活動の必要性を改めて認識し、家庭、地域ならびに保育園・こども園・児童館、学校、市立図書館、その他関係機関が連携し、社会全体で子どもの読書活動を支えていく必要があります。

02 計画の趣旨と位置づけ

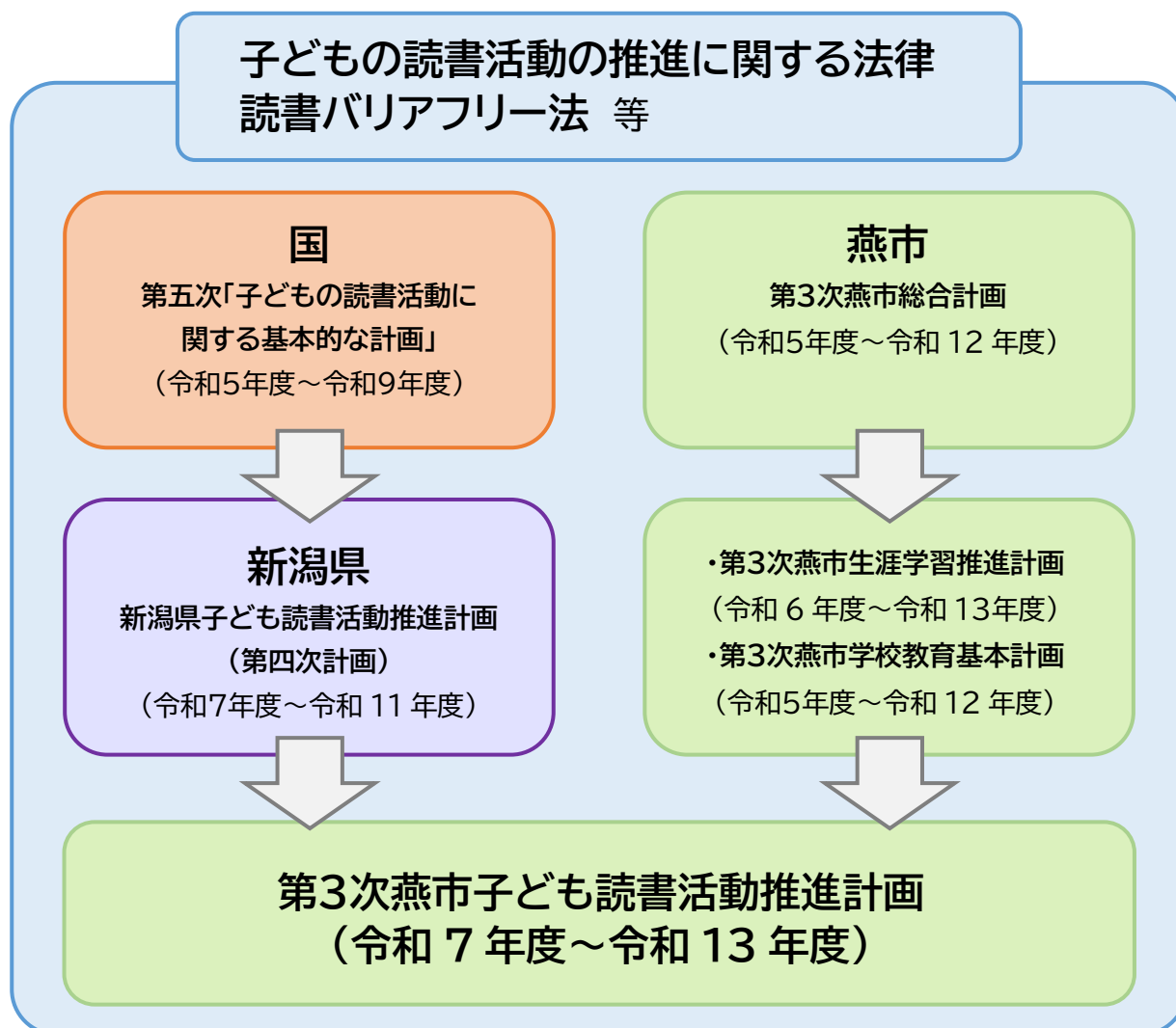
国は、子どもの読書活動を社会全体で支援するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、令和 5 年 3 月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。また、令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」を制定し、障がいの有無にかかわらずすべての人が読書することのできる環境を整備していくことを目指しています。

新潟県は、令和 7 年 3 月に「新潟県子ども読書活動推進計画（第四次計画）」を策定し、県における子どもの読書活動に関する基本方針と方策を示すこととしています。

燕市は、子どもたちが意欲的に読書活動に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりの提供と充実を目指して、令和 2 年 3 月に「第 2 次燕市子ども読書活動推進計画」（以下、「第 2 次計画」という。）を策定し、その推進に取り組んできました。

このたび、第 2 次計画の取組を検証し、すべての子どもたちが成長に合わせた読書活動を行うことを目的に「第 3 次燕市総合計画」、「第 3 次燕市生涯学習推進計画」、「第 3 次燕市学校教育基本計画」のほか関連計画との整合性を図りながら、「第 3 次燕市子ども読書活動推進計画」（以下、「第 3 次計画」という。）を策定します。

【計画の位置づけイメージ】



03 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第3次燕市生涯学習推進計画」を踏まえ、令和7年(2025)年度～令和13(2031)年度とします。

なお、計画の推進状況や社会情勢が変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第 2 章 子どもの読書活動の現状と課題

01 第2次計画の達成状況

令和 2 年 3 月に策定した第 2 次計画では、14 項目の指標を設定し、施策を展開してきました。

その評価を項目ごとに「〔◎〕目標達成(100%以上)」、「〔○〕概ね達成(90%以上～100%未満)」、「〔△〕未達成(90%未満)」の 3 段階で行いました。

計画期間の 5 分の 4 が経過した段階での評価は、「目標達成」が 4 項目(28.6%)、「概ね達成」が 2 項目(14.3%)、「未達成」が 8 項目(57.1%)となりました。

なお、計画策定時には想定できなかった感染症の影響もあり、8 項目については目標達成には至りませんでした。

「第 2 次燕市子ども読書活動推進計画」における
数値目標達成状況(令和 5 年度末時点)

施 策	目標達成 〔◎〕	概ね達成 〔○〕	未達成 〔△〕
1 乳幼児期の読書活動の推進	0	0	3
2 児童生徒の読書活動の推進	1	2	3
3 図書館における読書活動の推進	3	0	2
合 計	4	2	8
	〔28.6%〕	〔14.3%〕	〔57.1%〕

※合計欄の割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。

※達成状況の詳細については、資料編 P31 をご参照ください。

(1) 乳幼児期の読書活動の推進

燕市に生まれたすべての赤ちゃんとその保護者を対象にした「ブックスタート事業」※¹や、市立図書館へ来館した保護者のために、「赤ちゃんタイム」※²や「赤ちゃんパック」※³を継続的に実施し、本が借りやすい環境を整備しました。

また、市内の保育園・こども園の園児をマイクロバスで図書館まで送迎し、絵本や紙芝居の読み聞かせと本の貸出を行う「ブックバス」※⁴を実施し、本への興味を醸成しました。コロナ禍でブックバスが実施できない際は、希望する施設に出向いておはなし会を開催し、子どもたちが将来にわたって読書習慣を身に付けていくための支援を行いました。

(2) 児童生徒の読書活動の推進

児童生徒が授業や休み時間を通じて学校図書館を活用できるよう、学校図書館司書を配置し、市立図書館職員や図書ボランティア※⁵のサポートのもと、巡回しながら市内小中学校の図書館運営を支援しました。

また、読書を通じて豊かな心の育成と、読解力や想像力、思考力や表現力等を養うために、「学校図書館システム」※⁶を活用し、読書傾向を分析することで、児童生徒に興味を持ってもらえるような図書を計画的に購入しました。市内小中学校では、文部科学省の定める「学校図書館図書標準」※⁷(令和5年度の図書標準達成率は小学校:108%、中学校:94%)をもとに、適正な蔵書管理を行いました。

さらに、市立図書館が選定した本を小学校に貸し出すことで、学校に居ながら市立図書館の本を読むことができる「学級文庫パック」※⁸は、学校ごとのリクエストに柔軟に対応し、広く活用されました。

※¹ ブックスタート事業：すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、地域ボランティア、保健センター、市立図書館が協力してブックスタートのメッセージとともに絵本やおすすめ絵本のリストを手渡す活動です。

※² 赤ちゃんタイム：月に1回、午前中の2時間を赤ちゃんの時間帯として設定し、子育て世代の保護者も気兼ねなく図書館を利用してもらう時間をつくる取組です。

※³ 赤ちゃんパック：赤ちゃん向けの絵本を3冊セットで袋にまとめ、手に取りやすく陳列することによって、時間のない保護者が本を短い時間で選びやすくする取組です。

※⁴ ブックバス：バスで園児を市立図書館へ送迎し、読み聞かせや本の貸出しを行なう取組です。公立・私立を問わず、市内の保育園・こども園で実施しています。

※⁵ 図書ボランティア：市立図書館や学校図書館で、読み聞かせや本の整理、修繕等さまざまなサービスを提供するボランティアです。

※⁶ 学校図書館システム：図書の貸出・返却・検索から蔵書管理まで行える学校図書館専用のWebシステムです。学年別等の利用統計も調べることが可能です。

※⁷ 学校図書館図書標準：学校図書館に整備すべき蔵書の冊数の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めたものです。

※⁸ 学級文庫パック：市立図書館の本を小学生向けに30冊程度のセットにし、1か月間貸出する取組です。

(3) 市立図書館における読書活動の推進

子どもたちが多く集まる市内イベントで「出張おはなし会」を実施し、本を読むことに関心が低い子どもであっても、多くの本に出会い、読書に興味を深めてもらうきっかけづくりに努めました。

また、中学生・高校生にも市立図書館を利用してもらえるよう、市立図書館内にヤングアダルト※⁹のコーナーを設置し、積極的に情報提供を行いました。

市立図書館職員や図書ボランティアに対しては「子ども読書レベルアップ研修」や「視覚障害者サービス研修」等を通じて参加者の資質を向上させることで、すべての子どもたちが読書の恩恵を受けられるような体制づくりを推進しました。さらに、図書ボランティアと連携して「つばめ BOOK サポーター育成事業」※¹⁰を実施し、読み聞かせ活動の充実に努めました。

そして、いつでも・どこでも読書を楽しめる環境を整備するため、令和2年度から県内初の電子図書館サービス「つばめ電子図書館」※¹¹を開始しました。このサービスにより、パソコンやスマートフォンから専用サイトにアクセスすることで、自宅等で好きな時間に電子書籍を読むことができるようになりました。



写真：つばめ電子図書館

※⁹ ヤングアダルト：Young Adult(略称：YA)とは、主に中学生・高校生を対象読者とする文学ジャンルを指し、若者が自分自身や社会について深く考えることを促進します。

※¹⁰ つばめ BOOK サポーター育成事業：子ども読書に携わる人を対象に、読み聞かせや本の修理方法等に関する研修会を開催し、技術・知識の向上を図る取組です。

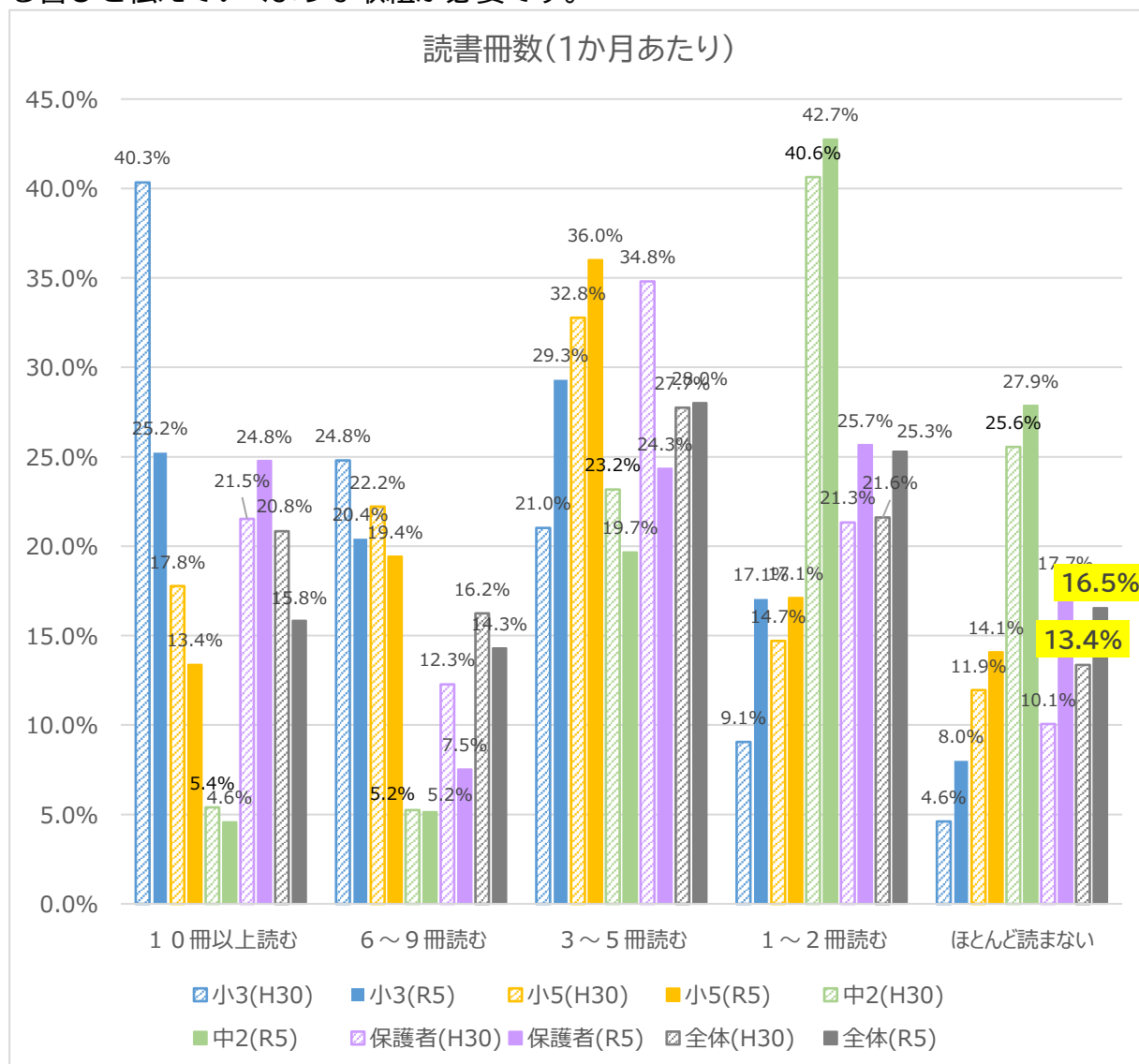
※¹¹ つばめ電子図書館：パソコンやスマートフォンから専用サイトにアクセスし、いつでも・どこでも電子書籍を借りて読むことができる取組です。音声付きやアニメーション等、電子書籍ならではの機能もあります。

03 燕市における子ども読書の課題

第2次計画の達成状況や子どもの読書活動に関するアンケート結果を踏まえると、次のような課題があげられます。

(1) 子どもたちの不読率

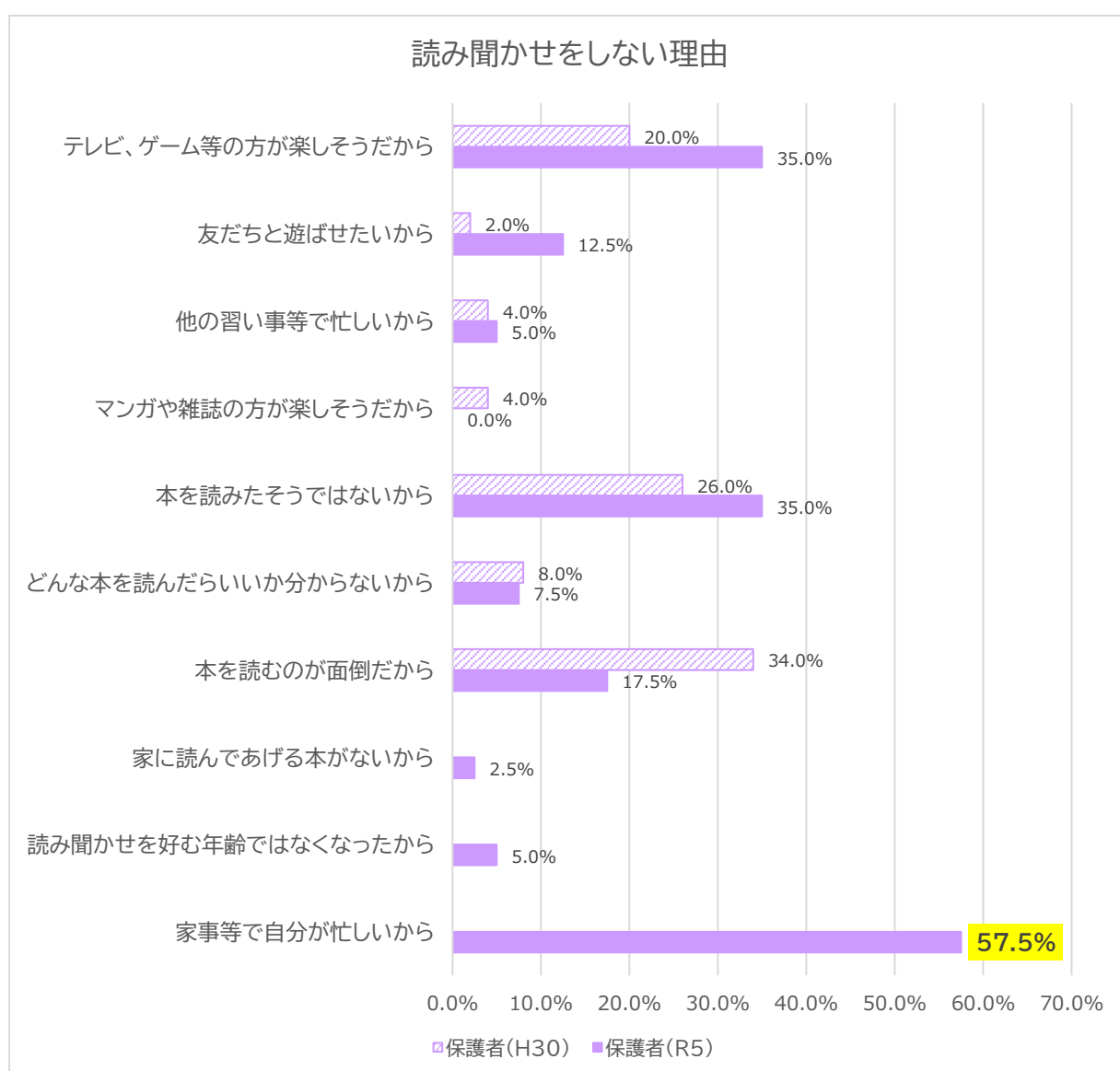
「本をほとんど読まない」と回答した人は13.4%から16.5%まで(うち子どもは14.3%から16.4%)まで上昇し、第2次計画と比べて市内の子どもたちの不読率が上昇していることがわかりました。読書離れが進むなか、子どもの発達段階に合わせたきめ細かな支援が求められています。不読率の改善に向けて、読書の楽しさや知識を広げる喜びを伝えていくような取組が必要です。



(2) 乳幼児期における親子の読書活動

第五次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」によると、「小学校1年生の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与えているとの指摘もあり、乳幼児期からの読み聞かせを推進することが重要」とされています。一方で、「家事等で自分が忙しいから」と回答した3歳児保護者が 57.5%に及ぶ等、忙しさから読み聞かせの時間が確保できない状況がうかがえます。

乳幼児期からの読み聞かせは、子どもが身近な人とのふれあいや語りかけから愛情を感じ取り、良好な親子関係を作りあげるための一助になります。読書が子どもの成長過程でもたらす効果等を保護者へ周知していくことが必要です。



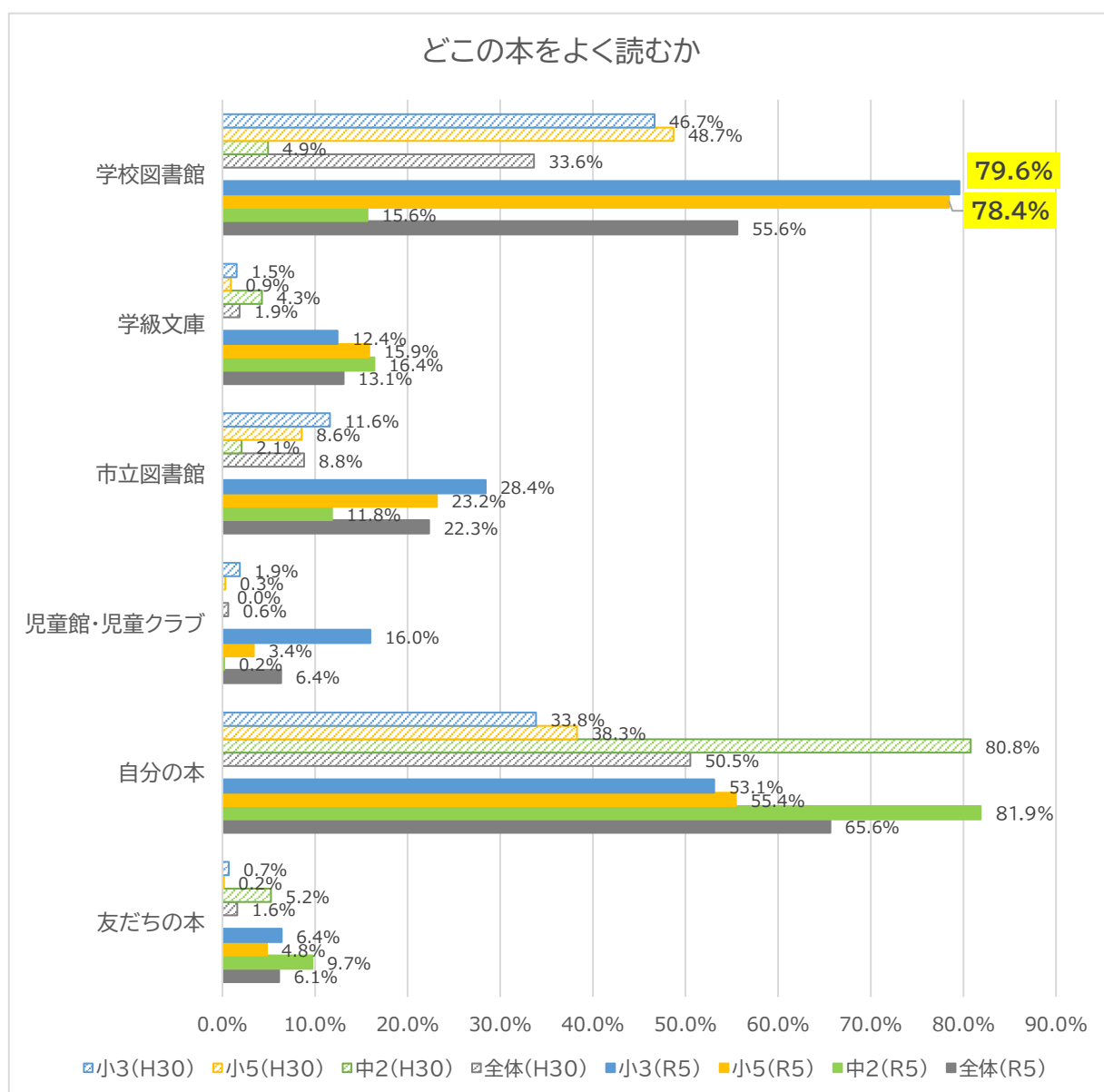
※H30:1つ選択、R5:3つまで選択。

資料：社会教育課調べ

(3) 学校図書館を取り巻く環境

学校図書館を活用し本を読んでいると回答した小学生は約80%(小学3年生:79.6%、小学5年生:78.4%)という結果になりました。小学生が、自分の読みたい本を自由に選ぶことができるように、それぞれの学年に合った図書の充実を図ることが重要です。

また、学校図書館をサポートする図書ボランティアにおいては、参加者の高齢化やコロナ禍による読み聞かせ活動の停滞も課題となっています。新しくボランティアに参加する人を増やし、司書、先生、ボランティア等すべてが連携・協力できるよう、学校図書館を取り巻く環境を整備していく必要があります。



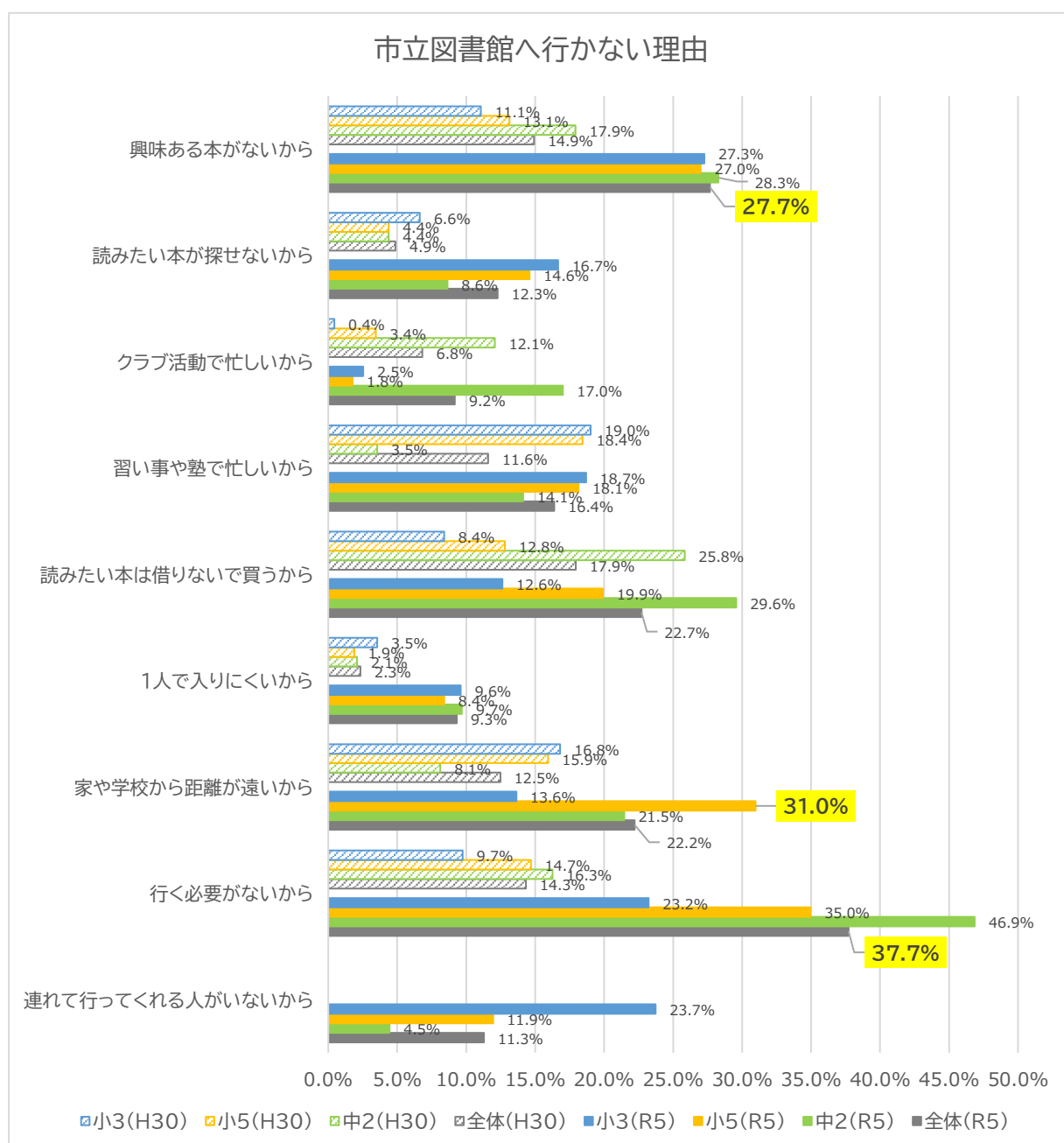
※H30:1つ選択、R5:3つまで選択。R5 調査で複数回答に変更したため、分けて表記しています。

資料：社会教育課調べ

(4) 市立図書館をはじめとした子どもの読書機会

市立図書館へ行かない理由として「行く必要がないから(37.7%)」「興味ある本がないから(27.7%)」という回答が数多く寄せられました。また、小学5年生では「家や学校から距離が遠いから」と回答した人が31.0%と、立地的な課題も見受けられました。

「出張おはなし会」等、市立図書館以外で子どもたちが本にふれあう機会の提供や「つばめ電子図書館」等の活用による来館しなくても図書を読める環境の整備が必要です。



※H30:1つ選択、R5:3つまで選択。R5 調査で複数回答に変更したため、分けて表記しています。

資料：社会教育課調べ

第3章 計画の基本的な考え方

01 基本理念

子どもたちは読書活動を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎を養うことができ、人生を豊かに生きる力を身に付けることができます。

しかし、近年、高度情報化の進展やライフスタイルの多様化により、子どもたちを取り巻く社会は急激に複雑化しています。そのため、子どもたちが読書活動を通じて生涯にわたって自主的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは重要なことだと言えます。

子どもたちの健やかな成長のため、家庭、地域ならびに保育園・こども園・児童館、学校、市立図書館、その他関係機関が効果的に連携・協力し、社会全体で子どもたちの読書活動を総合的に推進していくことが望まれます。

以上のことから、第2次計画の推進状況、社会情勢および子どもの読書活動に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

地域社会が本でつながり 子どもに寄り添う

02 基本方針

(1) 子どもの発達段階に合わせた支援

第3次計画では、すべての子どもが成長に合わせた読書活動を行うことができるよう、社会が一体となって切れ目のない読書活動を推進します。

■子どもの発達段階ごとの特徴

時 期	特 徴
乳幼児の時期 (おおむね6歳ごろまで)	乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。 さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

小学生の時期 (おおむね 6 歳から 12 歳まで)	低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。 中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。
中学生の時期 (おおむね 12 歳から 15 歳まで)	多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
高校生の時期 (おおむね 15 歳から 18 歳まで)	読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」(H30.3)より抜粋

(2) 子どもの読書活動における SDGsの推進

SDGs(持続可能な開発目標／Sustainable Development Goals)は、平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで採択された令和 12 年(2030 年)までの国際目標です。この目標は、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため17のゴールから構成されています。

令和6年3月に策定された「第3次燕市生涯学習推進計画」においても、すべての人々に対する包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することが求められています。この計画においても、子ども読書に携わるすべての関係者が連携・協力し質の高い教育を実現していくことが望まれます。



基本理念

地域社会が本でつながり 子どもに寄り添う

乳幼児期

基本目標 1：読書の定着に向けた取組の推進

- (1) 読み聞かせ導入期への支援
- (2) 読書に関する情報の発信
- (3) 読書環境の充実
- (4) 図書ボランティアとの連携・協力

小・中・高校期

基本目標 2：児童生徒の読書活動の推進

- (1) 図書を活用した学習の支援
- (2) デジタル社会に向けた読書環境の整備
- (3) 家庭や地域への情報発信
- (4) 学校図書館の環境整備
- (5) 市立図書館・図書ボランティアの活用

地域社会

基本目標 3：すべての子どもが本に親しむための機会の提供

- (1) 市立図書館の蔵書の充実
- (2) 職員の資質・専門性の向上
- (3) 子育て世代に対応した環境の充実
- (4) また行きたくなる市立図書館事業の充実
- (5) 図書ボランティアの支援
- (6) 読書バリアフリーの推進
- (7) 保育園等や学校、その他関係機関との連携・協力

第4章 基本計画

基本目標 1： 読書の定着に向けた取組の推進【乳幼児期】

乳幼児期からの読み聞かせは、子どもが身近な人とのふれあいや語りかけにより、良好な関係を築くうえで重要な取組です。

また、保護者の読書活動が将来の子どもの読書意欲に影響するため、身近な大人が読書活動に関心を持ち、習慣的に読書を行うことも大切です。

乳幼児が絵本やお話の楽しさを味わい、豊かな感性を培い、興味関心を広げるために、保護者と一緒に本を読む機会を増やすよう働きかけます。

(1) 読み聞かせ導入期への支援

＜施策の方向性＞

○乳幼児期から本と出会い、読書の楽しさを味わうことができるよう、発達年齢に応じた読み聞かせや本選びの工夫を行います。

○保護者が乳幼児への読み聞かせをスムーズに行えるように支援します。

＜施策の展開＞

○4か月児健診の際に、赤ちゃんとその保護者へ絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を引き続き実施します。

○市立図書館へ来館した乳幼児の保護者のために、「赤ちゃんタイム」や「赤ちゃんパック」を継続し、本が借りやすい環境を整えます。

○「あかちゃんフェスタ」※12をはじめとした乳幼児向けのイベントを開催し、乳幼児と楽しめる場所の提供に努めます。



写真：赤ちゃん向けおはなし会の様子

※12 あかちゃんフェスタ：赤ちゃん向けのおはなし会のほか、赤ちゃん向け絵本＆育児本コーナーを各館で展示、フォトスポット等親子で参加できるイベントです。

(2) 読書に関する情報の発信

＜施策の方向性＞

- 家事や仕事で忙しい乳幼児期の保護者のために、子どもの読書に関する情報を分かりやすく発信します。



「燕市子育てアプリ はぐはぐ」
ロゴマーク

＜施策の展開＞

- 乳幼児期の保護者が集まる保健センターや保育園等の各施設および各種イベントで「つばめ子育てガイド」※13 を配布し、乳幼児向けのおはなし会を周知します。また、燕市公式 LINE や「燕市子育てアプリ はぐはぐ」※14 を通じて、保護者向けにおすすめ本の配信を行います。
- 保育園・こども園等を通じて、家庭へ「おすすめの絵本」の定期的な紹介を行うことで、忙しい子育て世代が効率的に本を選択できる機会を提供します。

(3) 読書環境の充実

＜施策の方向性＞

- 保育園等が絵本等の図書を継続的に購入できるよう、地域社会と連携した取組を行います。
- 子どもに身近な保育園等において、市立図書館サービスの活用も含めて、本が身近にある環境を整備します。

＜施策の展開＞

- 「カンカンBOOK・TOY 事業」※15 や「福服BOOK・TOY 事業」※15 を継続して実施し、空き缶や古着等の売却益で保育園等の絵本や玩具を購入します。
- 保育園等において、施設の特性や用途を考慮しながら、感性を豊かにする絵本等の充実を図ります。
- 市内の保育園・こども園の園児を対象に、マイクロバスで送迎し、市立図書館での絵本や紙芝居の読み聞かせと本の貸出を通じて本に親しんでもらう「ブックバス」を実施し、子どもが本に出会える環境づくりに努めます。

※13 つばめ子育てガイド： 妊娠期から小学校入学前の子どもをもつ保護者を対象に、子育てに関する制度や事業、困ったときの相談窓口、医療機関等の情報をわかりやすくお知らせしているガイドブックです。

※14 燕市子育てアプリ はぐはぐ： 令和 2 年 6 月から運用を開始した妊娠中の健康記録や子どもの成長記録・予防接種のスケジュール管理、市からのお知らせやイベント情報の取得等ができるアプリです。

※15 カンカンBOOK・TOY事業・福服BOOK・TOY事業： 燕市内の事業所等から飲用のアルミ缶やスチール缶(カンカンBOOK・TOY事業)、古着(福服BOOK・TOY事業)を資源として寄附していただくことで、資源の再利用を促進します。売却益を保育園等の絵本や玩具購入費に活用し、未来の燕市を担う子どもたちの健やかな成長を育みます。

(4) 図書ボランティアとの連携・協力

≪施策の方向性≫

○図書ボランティアが読み聞かせ等の読書活動を推進できるよう、地域が一体となって活動できる場の提供に努めます。

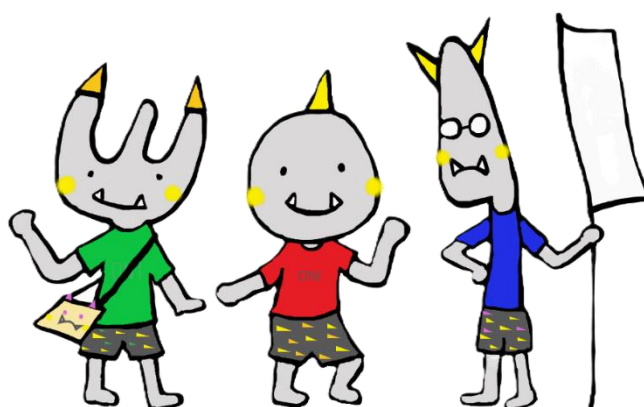
≪施策の展開≫

○市内で活躍する図書ボランティアに、「燕市生涯学習人材バンク」※16 への団体登録を引き続き働きかけるとともに、保育園等の読み聞かせで図書ボランティアを活用してもらえるよう各施設へ周知します。

○図書ボランティアと連携して「つばめBOOK サポーター育成事業」を実施し、子ども読書に携わる人々の読み聞かせスキル向上に努めます。



写真：読み聞かせ研修(スキルアップ講座)の様子



※16 燕市生涯学習人材バンク：専門的知識や技能・学習経験等のスキルを持つ人を人材バンクへ登録し、学校や地域の団体・サークル等支援を必要とする人へ講師として紹介する制度です。絵本の読み聞かせサークル等、個人や団体の多くの方々に講師としてご協力いただいています。

基本目標 2：児童生徒の読書活動の推進【小・中・高校期】

学校は、児童生徒の生活の中心であり、読書の楽しさや知識を広げる喜びを感じるこ
とのできる大切な場所です。心身ともに成長を重ねていく児童生徒に、発達段階や読書
傾向に合わせたきめ細かな働きかけをすることで、読書習慣の定着化を図っていきます。

(1) 図書を活用した学習の支援

《施策の方向性》

- 児童生徒が単に本を読むだけではなく、自ら考え表現する力や読書習慣を身に付け
ることを目的に、図書を使って調べたりまとめたりする学習を支援します。
- 児童生徒が読書の必要性を感じ、主体的に読書へ興味・関心を持てるよう、学校図書
館や市立図書館の活用を促進する取組を行います。

《施策の展開》

- 市立図書館の実施する「図書館を使った調
べる学習コンクール」※17 を開催するととも
に、「調べる学習さぼーと教室」※18 で、小学
校低学年から親子で図書館を利用して調べ
る取組を支援します。
- 学校図書館の利用促進と、児童生徒の豊か
な心を育むことを目的に「読書大賞」※19 を
引き続き推進します。
- 探究的な学習を推進するため、「総合的な
学習の時間」※20 や教科の学習において、図書を積極的に活用します。
- 児童生徒の読解力育成を目的に、「朝読書」や授業の時間を活用し、新聞を含めた活
字にふれる機会の確保に努めます。



写真：調べる学習さぼーと教室の様子

※17 図書館を使った調べる学習コンクール：公益財団法人図書館振興財団が実施している、子どもたちが図書館
を使い興味を持って取組み調べたことを作品にして応募する全国コンクールです。

※18 調べる学習さぼーと教室：「図書館を使った調べる学習コンクール」に向けた作品づくりを支援する取組です。
親子が一緒に参加し、テーマの決め方、百科事典の使い方、図書館資料を活用した調べ方、調べた内容のまとめ
方等をワークショップ形式で学びます。

※19 読書大賞：学校図書館での貸出冊数が多い児童生徒を全市学年別に上位 5 名まで表彰する、燕市独自の取
組です。

※20 総合的な学習の時間：地域や学校の実態に応じ、学校が創意工夫して特色ある教育活動を行う時間を指しま
す。国際理解、情報、環境、福祉・健康等の従来の教科をまたがるような課題に対して探究的な学習を行える時間
として学習指導要領に取り入れられました。

(2) デジタル社会に向けた読書環境の整備

《施策の方向性》

○「GIGA スクール構想」※21 の進展等を踏まえ、デジタルでの読書環境を整備するため、学校図書館や市立図書館で電子書籍の活用を推進します。

《施策の展開》

○「つばめ電子図書館」を活用し、児童生徒の読書機会を確保します。

○学校と市立図書館の連携を強化し、児童生徒向けの電子書籍等を活用した読書活動を推進します。

(3) 家庭や地域への情報発信

《施策の方向性》

○学校や家庭に向けた市立図書館情報の定期的な発信等で、子ども読書活動について理解と関心を深めるための広報・啓発に努めます。

《施策の展開》

○燕市公式 LINE を活用し、市立図書館のおすすめ本の配信を定期的に行います。

○市立図書館が推薦する新しい図書や季節に合わせたおすすめ本やイベント情報等を市立図書館情報紙「TSUBAMERY(つばめりー)」※22 にまとめ、小学校等で情報発信します。

○中学生・高校生向けの図書を中心に市内施設等で情報発信を行い、本への関心を醸成します。



燕市公式 LINE

※21 GIGA スクール構想：政府が推進している教育政策の1つで「Global and Innovation Gateway for All＝すべての人がグローバルでイノベーションな門出(スタート)を切れる」ことを目指しています。生徒1人1人に1台ずつの学習用デジタル端末の配布や、デジタル教材やプログラミング等の新たな教育コンテンツの開発・導入によって、子どもたちが主体的に学び、自分の未来を切り開いていく力を養成します。

※22 TSUBAMERY(つばめりー)：市立図書館が年3回(4月・7月・12月)発行する「としょかんだより」です。子ども向けのやさしい内容となっており、おすすめの本や季節のイベント情報を掲載しています。

(4) 学校図書館の環境整備

《施策の方向性》

- 児童生徒が、自分の読みたい本を自由に選ぶことができるように、それぞれの学年に合った図書の充実を図ります。
- 市内小中学校の学校図書館に導入している「学校図書館管理システム」を活用することで、効率的な学校図書館の運営を行います。

《施策の展開》

- 季節に合わせた「おすすめ本」の紹介やポップの掲示等、子どもたちが利用しやすい環境の整備に努めます。
- 児童生徒の読書離れの現状を考慮し、入学時の学校図書館のオリエンテーションの充実や貸出時の声かけ等、子どもと本をつなぐための支援を強化します。
- 図書委員会の活動やイベント等、児童生徒が主体となって実施する取組を推進します。

(5) 市立図書館・図書ボランティアの活用

《施策の方向性》

- 市立図書館や図書ボランティアが学校司書等と連携し、小中学校との取組を進め、子どもたちがさまざまな機会を通じて本に出会える環境を整えます。

《施策の展開》

- 「学級文庫パック」や「スタディパック」※23 等の市立図書館の図書を活用し、児童の読書活動を促進します。
- 一定のテーマを設け、複数冊の図書をまとめて紹介する「ブックトーク」※24 を積極的に行います。
- 市立図書館の利用方法や読書の楽しさを伝えるため、小中学校から市立図書館見学や職場体験を受入れます。



写真：ブックトークの様子

※23 スタディパック：調べ学習にすぐに活用できるよう、例えば、修学旅行用資料や環境問題、授業単元用資料といったテーマごとに図書を選び、学校への貸し出し用にセットしたものです。

※24 ブックトーク：聞き手が読書のおもしろさに気づき、読んでみたいという意欲を起こさせることを目的とし、一定のテーマを設けて複数冊の図書を紹介する取組です。

基本目標3：すべての子どもが本に親しむための機会の提供【地域社会】

地域は、子どもにとって日常生活を過ごす身近な場所です。子どもたちは、家庭だけでなく、地域で本と出会ったり親しんだりすることが大切です。すべての子どもが本を楽しむために、家庭、地域ならびに保育園・こども園・児童館、学校、市立図書館、その他関係機関が連携・協力し、地域全体で子どもの読書を支援する取組を推進します。

(1) 市立図書館の蔵書の充実

《施策の方向性》

○身近な市立図書館で手に取って本を選ぶことができるように、市立図書館すべてで蔵書の充実を図ります。

《施策の展開》

○子どもたちが、自分の読みたい本を自由に選ぶことができるように、絵本や紙芝居、児童図書、中学生・高校生向けの図書について更なる充実を図ります。

○市立図書館で子育て世代の保護者や児童生徒からのリクエストを活かした選書を行います。



写真：中学生・高校生向けのコーナー

(2) 職員の資質・専門性の向上

《施策の方向性》

○乳幼児期の読書活動を推進するため、保育園等の職員を対象とした研修を通じ、職員のスキルアップの支援に努めます。

○市立図書館の職員は、本に関する豊富な知識と、子どもに対する理解が求められるため、専門的な知識・技能を身に付ける研修を実施します。

《施策の展開》

○発声や本の選び方、手遊びやわらべ歌等、絵本の読み聞かせに関する研修を行います。

○本の修繕方法だけでなく、わかりやすい展示や話し方等、子ども読書に関するスキルアップに努めます。



写真：読み聞かせの研修の様子

(3) 子育て世代に対応した環境の充実

《施策の方向性》

- 家事や仕事で忙しい乳幼児期の保護者でも、子どもを連れて来館しやすく、安心して本を借りることができるような市立図書館の環境づくりを整えます。
- 乳幼児期の保護者へ向けて読書の重要性等の啓発を行い、幼い時期から読書の習慣付けを促します。

《施策の展開》

- ブックスタート事業のフォローアップとして、乳幼児向けから小学生向けまで、年齢層ごとのおはなし会を毎月実施することで、切れ目のない支援を行います。
- 「赤ちゃんタイム」や「赤ちゃんパック」を引き続き実施し、時間に縛られずに本を選ぶことができる環境を整えます。
- 乳幼児期の保護者が集まる保健センターや子育て支援センター等で「つばめ子育てガイド」を配布し、乳幼児向けのおはなし会の周知を行うほか、市立図書館が推薦する図書や季節に合わせた「おすすめの絵本」等の紹介パンフレットを配布し、読み聞かせの情報発信に努めます。



「おすすめの絵本」の
パンフレット

(4) また行きたくなる市立図書館事業の充実

《施策の方向性》

- 本の貸し出しだけでなく、体験活動を楽しめる事業を実施することで、子どもが、気軽に何度でも訪れたくなる市立図書館を目指します。
- 読み聞かせやおはなし会を積極的に開催し、子どもたちが多くの本に出会い、読書に興味を深めるきっかけづくりを行います。
- 地域に密着した市立図書館として、市内施設やイベント等で積極的に本を貸し出すことで、子どもたちが本にふれる機会を増やします。
- 子どもが主体的に読書活動を行えるように、子どものニーズを反映させる取組に努めます。

《施策の展開》

- 市立図書館3館を巡ってキーワードを集めるクイズラリーや絵本原画展等、見て・聴いて・体験するイベントを開催します。
- 「こどもの読書週間」※25 に「つばめおはなし祭」※26 等のイベントを開催する等、子どもが市立図書館に足を運びやすい雰囲気づくりに努めます。
- 地域のイベントに「出張としょかん」として参加することで、子どもたちが本にふれあう機会を創出します。



市立図書館3館の
クイズラリー

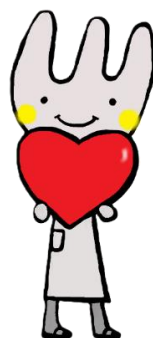
(5) 図書ボランティアの支援

《施策の方向性》

- 年間を通じて図書ボランティアと連携することにより、地域と一体となって読書活動を推進します。
- 図書ボランティアの活動は子どもたちが本に親しむ大切な機会であることから情報発信等により支援に努めます。

《施策の展開》

- 「燕市生涯学習人材バンク」へ読み聞かせの講師登録を推奨することで、図書ボランティアの活躍の場を広げる支援を行います。
- 図書ボランティアに興味を持ってもらい、新たな参加者を増やすため、SNS等でさまざまな年齢層への周知を行います。



※25 こどもの読書週間：子どもたちが自ら本に親しむ機会を増やし読書の楽しさを知ること目的に、4月23日から5月12日の3週間行われる全国のさまざまな読書推進活動のことを指します。

※26 つばめおはなし祭：市立図書館でおはなし会を開催し、さらに、お気に入りのぬいぐるみと一緒に参加した子どもたちが、ぬいぐるみを図書館に預け、後日、ぬいぐるみが真夜中の市立図書館でお仕事をした様子をアルバムにし、市立図書館おすすめの絵本とともに渡すことで、市立図書館に親しみを持ってもらう事業です。

(6) 読書バリアフリー※27の推進

《施策の方向性》

- 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが読書を楽しめるようにするため、学校図書館や市立図書館等の充実を図ります。
- 「つばめ電子図書館」を推進し、いつでも・どこでも電子書籍を読むことができる環境を整えることで、充実した読書活動の機会を提供します。

《施策の展開》

- すべての人が読書を自由に楽しめる環境を整備するため、「つばめ電子図書館」の充実を図ります。
- 点字図書※28や布絵本※29、触る絵本※30、LLブック※31の蔵書の充実を図り、すべての子どもたちに読書の機会を提供します。
- 読書バリアフリーの取組として資料の展示や手話付おはなし会、マルチメディアDAISY※32体験会等を開催します。



写真:読書バリアフリー関連の本

※27 読書バリアフリー：すべての人が読書を自由に楽しめる環境のことをいいます。視覚や聴覚に障がいを持つ人向けの点字図書や音声図書の提供、大活字本、字幕や音声ガイドを用いた映像作品の提供等を通じて、すべての人が読書を通じて知識を得る機会を平等に享受できる社会を目指します。

※28 点字図書：視覚障がい者のために点字等で記述された図書です。

※29 布絵本：布に刺繍やアップリケを付けたりして立体感をもたせて作られた絵本です。ボタンやファスナー、マジックテープ等を使って、くっつけたり、結んだりすることができます。視覚だけでなく、布の感触を通して触覚も使って楽しむことができ、肢体不自由児や視覚障がい児のための機能訓練にも使われています。

※30 触る絵本：絵に触れて分かるように布やビニール、毛皮等のさまざまな素材で作られた絵本です。視覚障がい児は、貼り付けられた立体的な絵に触れることで、実物を想像して楽しむことができます。

※31 LLブック：やさしくて分かり易い文章と大きな字、写真で表現され、発達障がい児等も分かり易く工夫された本です。

※32 マルチメディア DAISY：視覚障がい者や読むスキルに課題を持つ人々が情報を効果的に得られるように作られたデジタルフォーマットです。音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル図書で、すべての人にとって情報が理解しやすくなります。

(7) 保育園等や学校、その他関係機関との連携・協力

《施策の方向性》

- 子どもの集まる施設を対象に、市立図書館職員と図書ボランティアが連携して、子どもの読書活動の必要性を伝えます。
- 子どもの読書活動によって地域全体がつながり、官・民を問わず多様な主体が連携しあうことで、子どもの身近な場所に本のある環境を整えます。

《施策の展開》

- 保育園・こども園への「ブックバス」や小学校への「ブックトーク」を通じ、読書に親しむ機会や、読書活動の普及に努めます。
- 「夏休み巡回おはなし会」※33 等を通じ、市立図書館職員と図書ボランティアが連携して、児童館等で本の読み聞かせを行います。
- 市立図書館の団体貸出※34 の活用を促進し、民営の施設を含め、子どもの集まる施設で本が読める環境づくりを目指します。
- 保育園で「旅する絵本」※35 として絵本の巡回を行うことで、子どもたちが絵本にふれ合える環境を整えます。
- 本の貸し出しだけでなく、イベントでの本の譲渡会をはじめ、さまざまな形で本を手にする機会の創出を図ります。



「本と雑誌のリサイクル会」のチラシ

※33 夏休み巡回おはなし会：夏休みの期間に市立図書館職員と図書ボランティアが連携して、市内の児童館と児童クラブ、なかまの会で本の読み聞かせを行う取組です。

※34 団体貸出：特定の団体やグループ(学校や地域の読み聞かせ団体等)が一括して市立図書館から複数の本を借りることができる制度です。1回につき100冊まで貸出可能です。

※35 旅する絵本：令和5年度から保育園で行っている絵本の巡回事業です。「カンカンBOOK・TOY事業・福服BOOK・TOY事業」で購入した絵本のうち10～15冊を各園へ貸出し、読み聞かせ等を行うことで、子どもたちが絵本に触れ合える環境を整えます。

第 5 章 達成目標

01 第 3 次計画の達成目標

本計画を着実に推進するため、令和 13 年度までに達成する数値目標(7指標)を次のとおり設定します。目標の進捗状況の確認は、毎年度、燕市図書館協議会において行うこととします。

基本目標1. 読書の定着に向けた取り組みの推進【乳幼児期】

No	目標指標	現状値 R5年度末	目標値 R13 年度末	担当課
1	市立図書館の絵本・紙芝居の 1 人当たりの年間貸出冊数	19.9 冊	25.1 冊	社会教育課 (図書館)
2	【新】乳幼児向けイベントの満足度	— %	90%以上	社会教育課 (図書館)

基本目標2. 児童生徒の読書活動の推進【小・中・高校期】

No	目標指標	現状値 R5年度末	目標値 R13 年度末	担当課
1	市内小学校における児童 1 人当たりの年間貸出冊数	60.0 冊	69.3 冊	学校教育課
2	市内中学校における生徒 1 人当たりの年間貸出冊数	2.9 冊	5.1 冊	学校教育課
3	【新】「第 3 次燕市学校教育基本計画の評価に関するアンケート」における不読率	小学生 11.1% 中学生 27.9%	小学生 8.3%以下 中学生 25.6%以下	学校教育課

基本目標3. すべての子どもが本に親しむための機会の提供【地域社会】

No	目標指標	現状値 R5年度末	目標値 R13 年度末	担当課
1	【新】18 歳以下の 1 人当たりの年間貸出冊数(電子書籍含む)	5.1 冊	6.3 冊	社会教育課 (図書館)
2	【新】学校図書館・市立図書館のボランティアの人数	194 人	212 人	社会教育課 (図書館)・ 学校教育課

資 料 編

(趣旨)

第1条 この規則は、燕市立図書館条例(平成18年燕市条例第90号)第10条に規定する燕市図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について研究し、及び協議する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定及び変更並びに進捗管理に関すること。
- (2) 図書館の運営に関すること。
- (3) 読書活動に関する施策の推進、啓発等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、読書活動の推進について必要な事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

第3条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、協議会の委員の互選により選任する。
- 3 委員長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、教育長又は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長及び副委員長が出席しない場合は、出席委員の互選により選任された委員が、その職務を代理する。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第5条 関係職員は、会議に出席して、その意見を述べることができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

02 燕市図書館協議会委員名簿

	氏 名	所 属 等
1	相澤 一徳	分水中学校長
2	大竹 正宏	大関小学校長
3	◎ 加藤 一夫	社会教育委員
4	白鳥 みのり	公募委員
5	○ 田中 淳子	公募委員
6	田村 京子	西燕児童館長
7	柳原 康浩	公募委員
8	山口 博幸	公募委員
9	山本 智香子	粟生津保育園長

※敬称略、五十音順 ※◎:委員長、○:副委員長



第3次燕市子ども読書活動推進計画策定経過の概要

開催日	内容
令和6年1月18日	令和5年度 第2回図書館協議会 ・「子どもの読書活動に関するアンケート」の作成
令和6年1月29日～ 2月9日	「子どもの読書活動に関するアンケート」実施
令和6年6月～	・本計画(素案)の作成
令和6年8月6日	第1回 燕市図書館協議会 ・本計画(素案)の作成
令和6年11月5日	第2回 燕市図書館協議会 ・本計画(素案)の審議
令和6年11月25日	燕市定例教育委員会 ・本計画(素案)の審議
令和6年12月3日	燕市議会第4回定例会 議員協議会 ・本計画(素案)の審議
令和6年12月4日～ 12月24日	パブリックコメントの実施
令和7年2月12日	第3回 燕市図書館協議会 ・本計画(最終案)の審議
令和7年2月19日	燕市定例教育委員会 ・本計画(最終案)の報告
令和7年2月25日	燕市議員協議会 ・本計画(最終案)の報告

第2次燕市子ども読書活動推進計画の達成状況

基本施策	施策	計画				令和5年度実績						
		目標指標	H30年度末 現状値		R6年度末 目標値		R5年度末 目標値		R5年度末 実績値		達成率	達成率 の動向
1 乳幼児期の読書活動の推進	(1) 読み聞かせの導入期への支援 (2) 読書情報等の発信 (3) 読書環境の充実 (4) ボランティアとの連携・協力 (5) 研修や講演会による職員の資質の向上	No.1 図書館の児童図書の年間貸出冊数	123,987	冊	140,000	冊	138,600	冊	113,498	冊	81.9%	△
		No.2 こどもの読書週間中のイベント参加者数	353	人	500	人	460	人	317	人	68.9%	△
		No.3 保育園等におけるボランティアを活用した読み聞かせ実施回数	19	園	19	園	19	園	1	園	5.3%	△
2 児童生徒の読書活動の推進	(1) 図書を活用した学習の支援 (2) メディア機器の適切な使い方の推進 (3) 図書ボランティアとの連携 (4) 家庭や地域への情報発信 (5) 学校図書館の環境整備 (6) 図書館の活用	No.1 市内小学校における児童1人当たりの年間貸出冊数	74.2	冊	81.4	冊	80.0	冊	60.0	冊	75.0%	△
		No.2 市内中学校における生徒1人当たりの年間貸出冊数	6.7	冊	8.7	冊	8.3	冊	2.9	冊	34.9%	△
		No.3 市内小学校における学校図書館図書標準の達成率	96.9	%	100.0	%	100.0	%	108.0	%	108.0%	◎
		No.4 市内中学校における学校図書館図書標準の達成率	87.9	%	94.7	%	95.0	%	94.0	%	98.9%	○
		No.5 市内小中学校における1校当たりの図書ボランティア数	7.95	人	8.35	人	8.00	人	7.30	人	91.3%	○
		No.6 図書館を使った調べる学習コンクールへの出品数	48	作品	75	作品	71	作品	22	作品	31.0%	△
3 図書館における読書活動の推進	(1) 図書館資料の充実 (2) 職員の専門性の向上 (3) 子育て世代に対応した環境の充実 (4) また行きたくなくなる図書館事業の充実 (5) ボランティアの育成・支援 (6) 障がいのある子どもへの支援 (7) 学校や保育園・幼稚園・子ども園への支援、情報発信	No.1 15歳以下の子ども1人当たりの年間貸出冊数(個人貸出)	5.90	冊	6.00	冊	6.00	冊	6.38	冊	106.3%	◎
		No.2 点字図書・布絵本・触る絵本・LLブックの蔵書冊数	107	冊	150	冊	142	冊	169	冊	119.0%	◎
		No.3 学級文庫バックの貸出数	15	セット	20	セット	19	セット	142	セット	747.4%	◎
		No.4 図書館を使った調べる学習コンクールへの出品数(再掲)	48	作品	75	作品	71	作品	22	作品	31.0%	△
		No.5 図書館におけるおはなし会参加人数	6,574	人	7,000	人	6,900	人	3,333	人	48.3%	△

05 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

(1) アンケートの概要

① 目的

子どもの読書活動の現状を把握し、本計画の課題を明確にするため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

② 実施時期

令和6年1月29日(月)から令和6年2月9日(金)まで

③ 調査対象(市内施設)

ア 保育園・幼稚園・こども園の3歳児(年少)保護者

イ 小学校3年生 児童

ウ 小学校5年生 児童

エ 中学校2年生 生徒

④ 配布・回収方法

アンケートについては、インターネットを活用し、教諭や保育士から協力を得た中で、児童生徒や保護者へ配布と回収を行いました。

⑤ 調査対象数と回収率

調査対象	施設数	調査数	回答数	回収率
保育園・幼稚園・こども園の3歳児(年少)保護者	27	454	226	49.8%
小学3年生の児童	15	563	563	100%
小学5年生の児童	15	598	561	93.8%
中学2年生の生徒	5	599	524	87.4%
計	62	2,214	1,874	84.6%

※子どもの人数や施設数は令和5年5月1日現在の数値です。

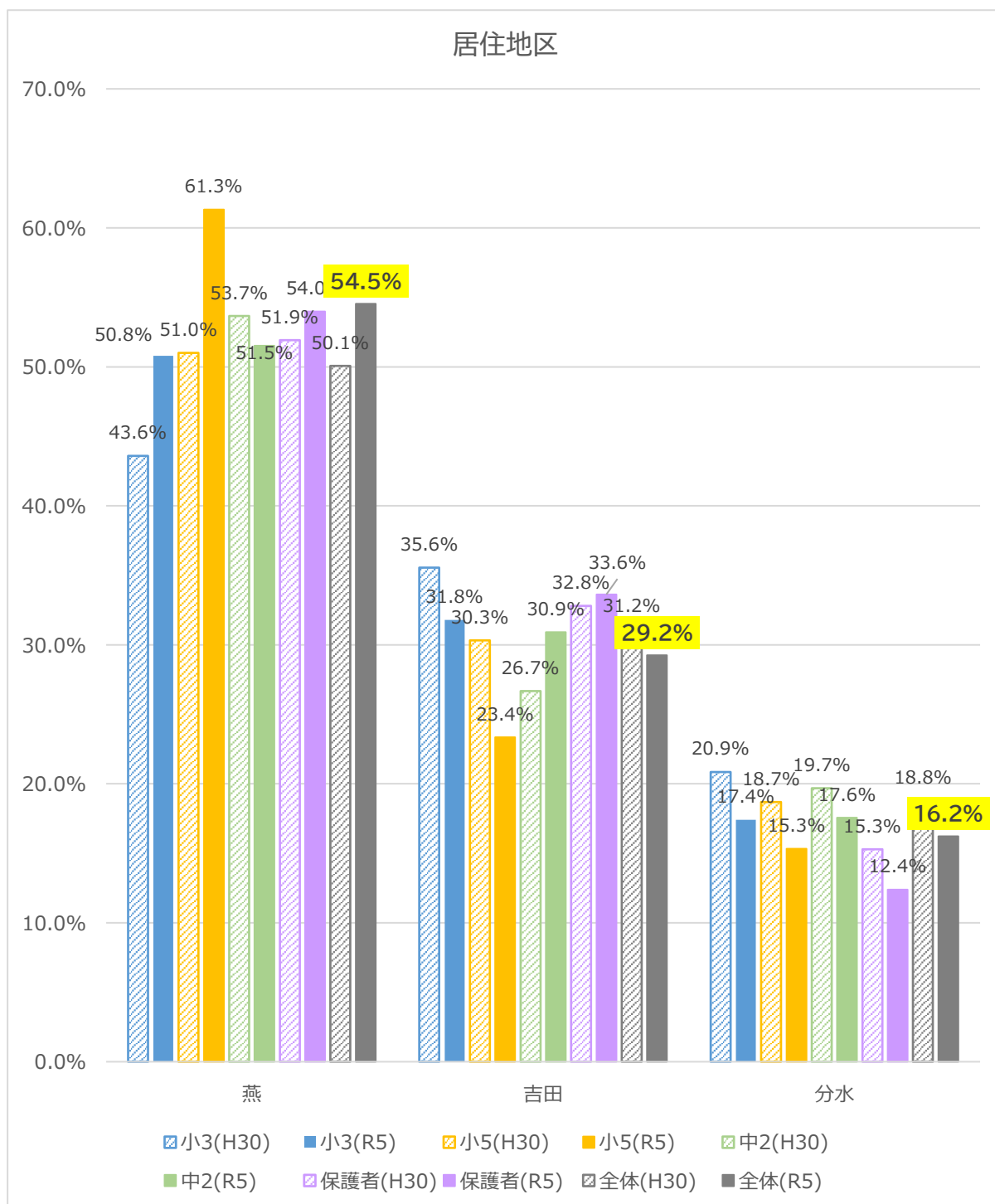
(2) アンケートの見方

- ・本文および図表中の数値は、実数と百分率(%)で表しています。
- ・百分率(%)は、小数点第2位を四捨五入してあるため、内訳の合計が100%にならない場合があります。(H30は無回答があるため100%になりません。)
- ・複数回答を求めた設問では、百分率(%)の合計が100%を超える場合があります。

(3) アンケートの結果

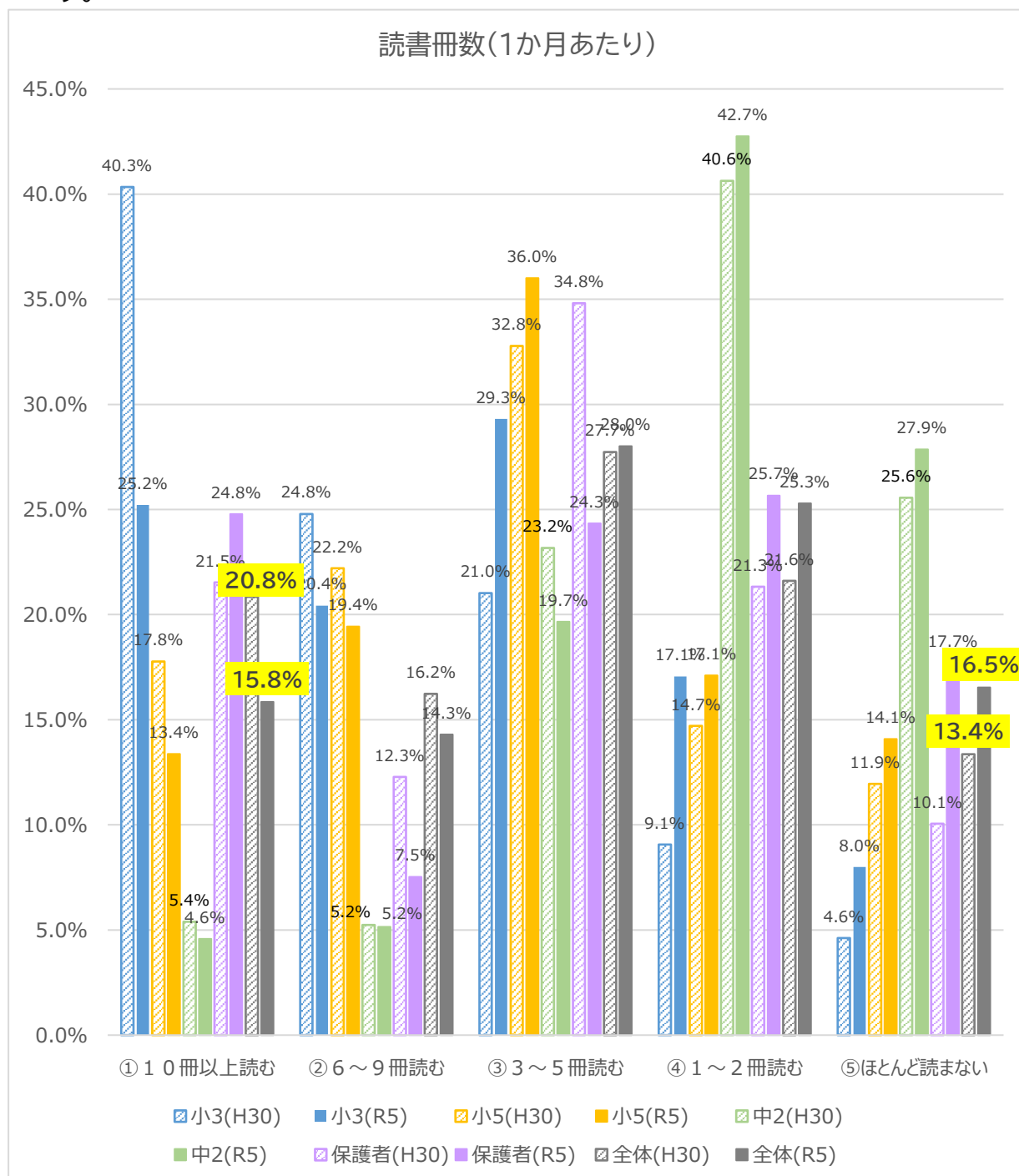
質問ア あなたが住んでいる地区を教えてください。

年齢や学区によって若干の差はあるものの、燕地区が **54.5%**、吉田地区が **29.2%**、分水地区が **16.2%**の構成となっています。



質問Ⅰ あなたは、1か月にだいたい何冊くらい本を読みますか？
 （保護者：お子さまへ1か月にだいたい何冊くらい本を読み聞かせますか？）

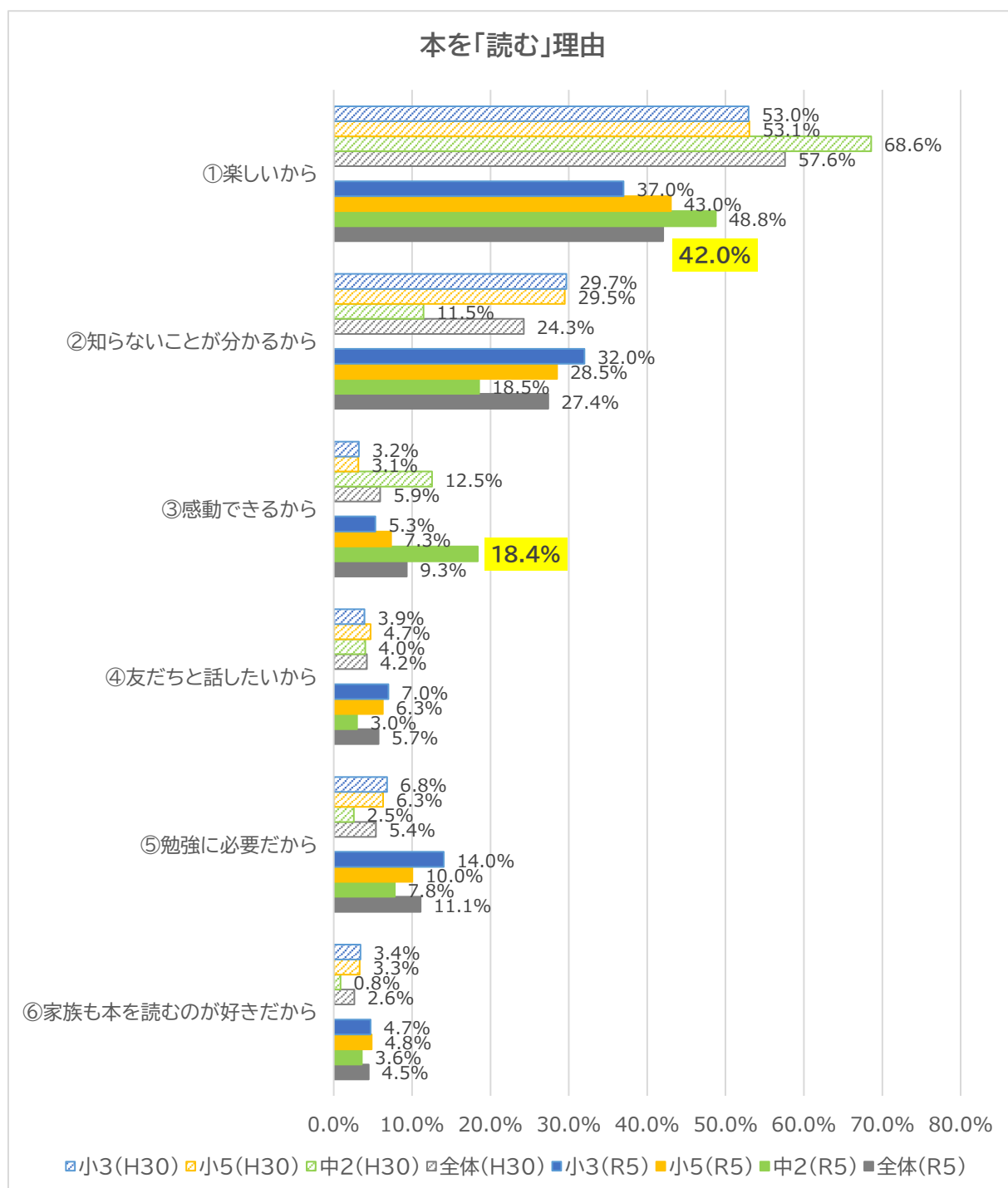
市内の子どもたちの読書率は、第2次計画と比べて低下しています。
 「①10 冊以上本を読む」と回答した人は 20.8%から 15.8%(うち子どもは 20.7%から 14.6%)まで低下しており、一方で「⑤ほとんど読まない」と回答した人は 13.4%から 16.5%(うち子どもは 14.3%から 16.4%)まで上昇しています。



「質問イで「読む」(①から④)と答えた人におたずねします。」

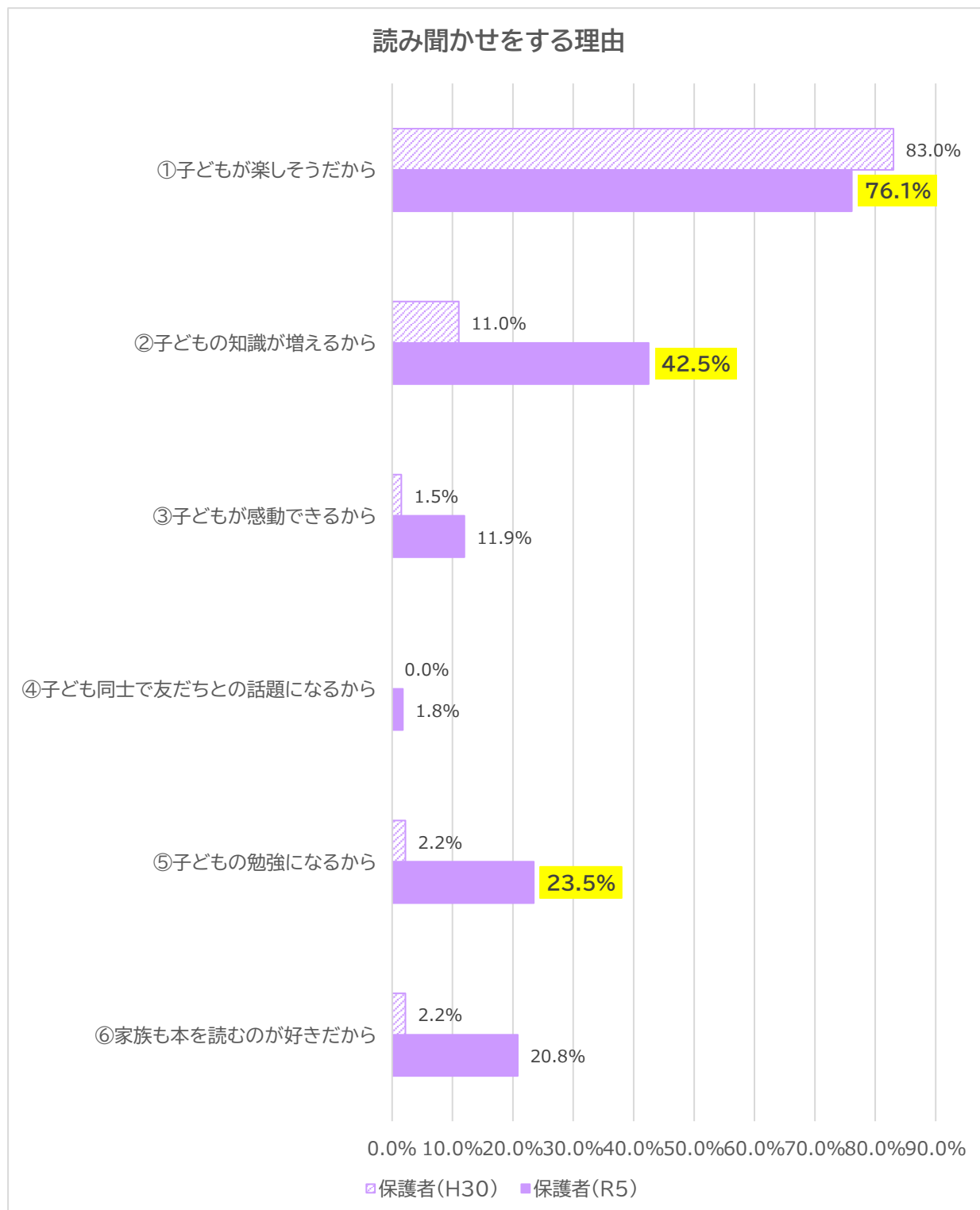
質問ウ あなたが本を読むのはどうしてですか？(3つまで)

「①楽しいから」と回答した子どもは、全体の **42.0%**であり、子どもたちが自らの楽しみとして読書をしていることがうかがえます。また、中学生は「③感動できるから」と回答した人が **18.4%**と他の世代に比べて高い傾向にあります。



※H30:1つ選択、R5:3つまで選択。R5 調査で複数回答に変更したため、分けて表記しています。

また、3歳児保護者の場合は、「①子どもが楽しそうだから」と回答した人が **76.1%** と高い一方、「②子どもの知識が増えるから**(42.5%)**」や、「⑤子どもの勉強になるから**(23.5%)**」と、子どもの基礎力向上のために読み聞かせを行っている状況がうかがえます。

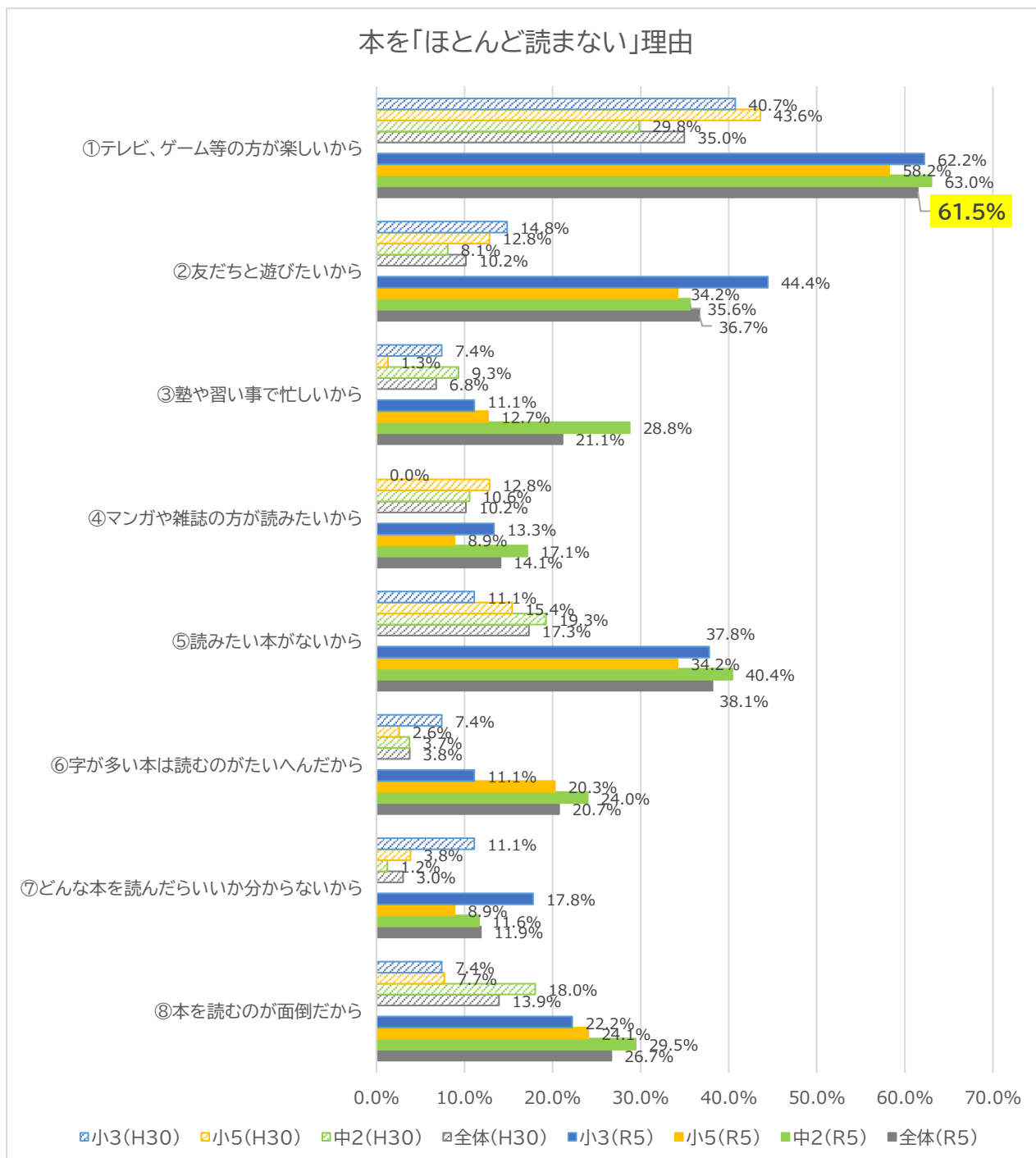


※H30:1つ選択、R5:3つまで選択。R5 調査で複数回答に変更したため、分けて表記しています。

《質問イで「⑤ほとんど読まない」と答えた人におたずねします。》

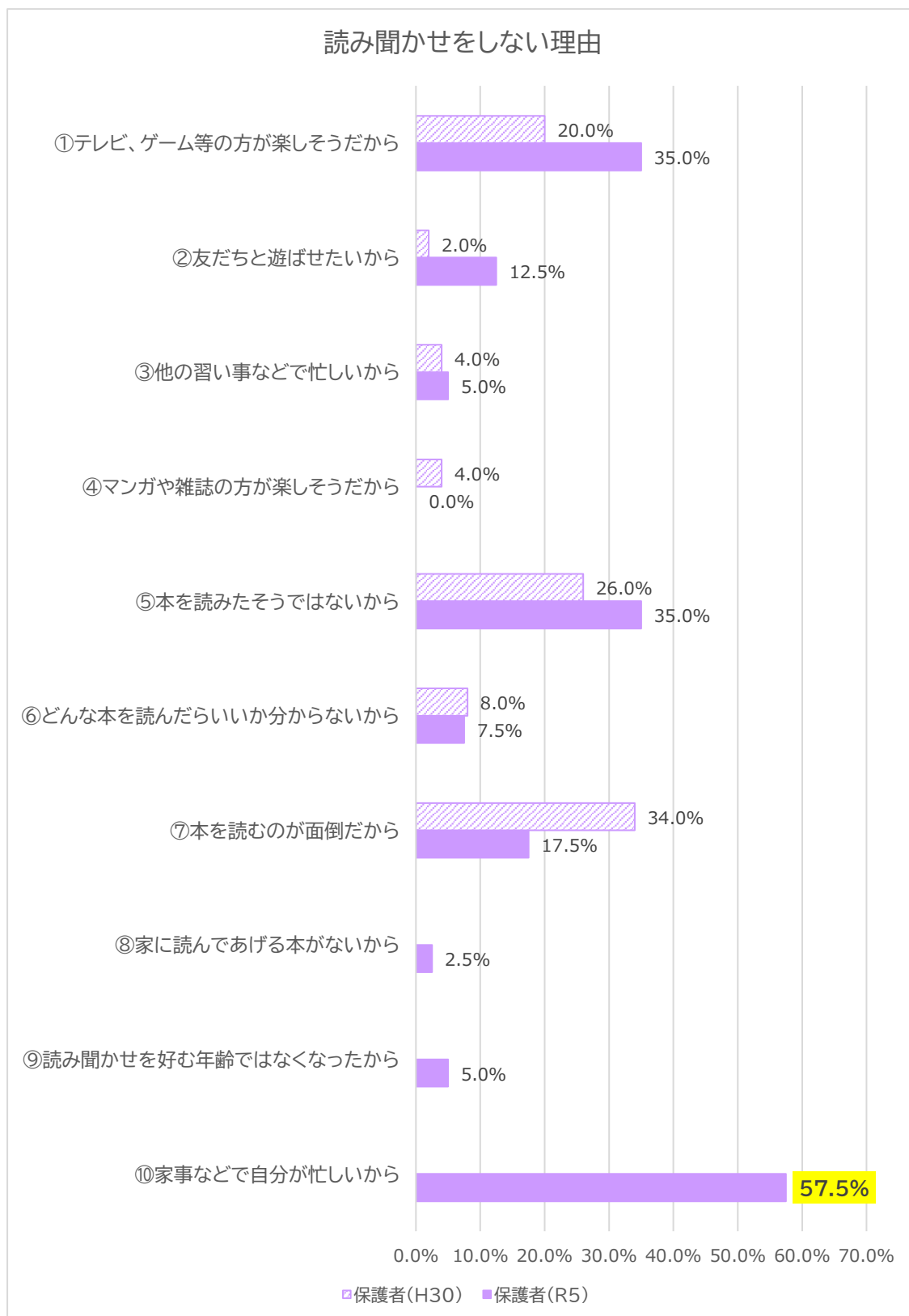
質問Ⅰ (質問イで「ほとんど読まない」と回答した人のうち)あなたが
本を「ほとんど読まない(読み聞かせをしない)」のはなぜですか？(3つまで)

児童生徒は、「①テレビ、ゲームの方が楽しいから」と回答した子どもが **61.5%**と最も多く、メディア機器の適切な使い方を周知していくことが重要だといえます。



※H30:1つ選択、R5:3つまで選択。R5 調査で複数回答に変更したため、分けて表記しています。

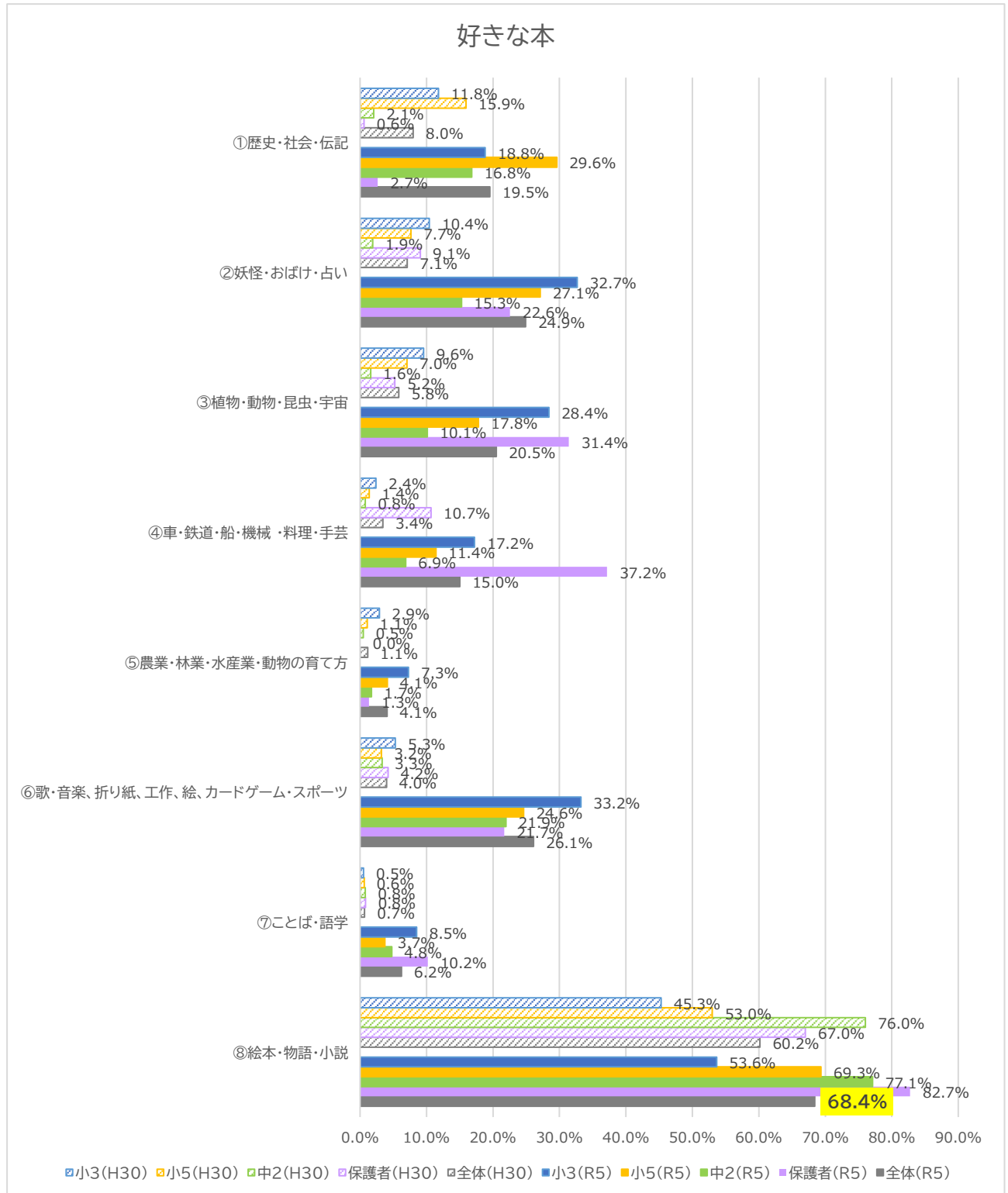
また、3歳児保護者の場合は、「⑩家事等で自分が忙しいから」と回答した人が**57.5%**であり、忙しさから読み聞かせの時間が確保できない状況がうかがえます。



質問才 どんな本が好きですか？

(保護者:あなたのお子さまはどんな本が好きですか？)

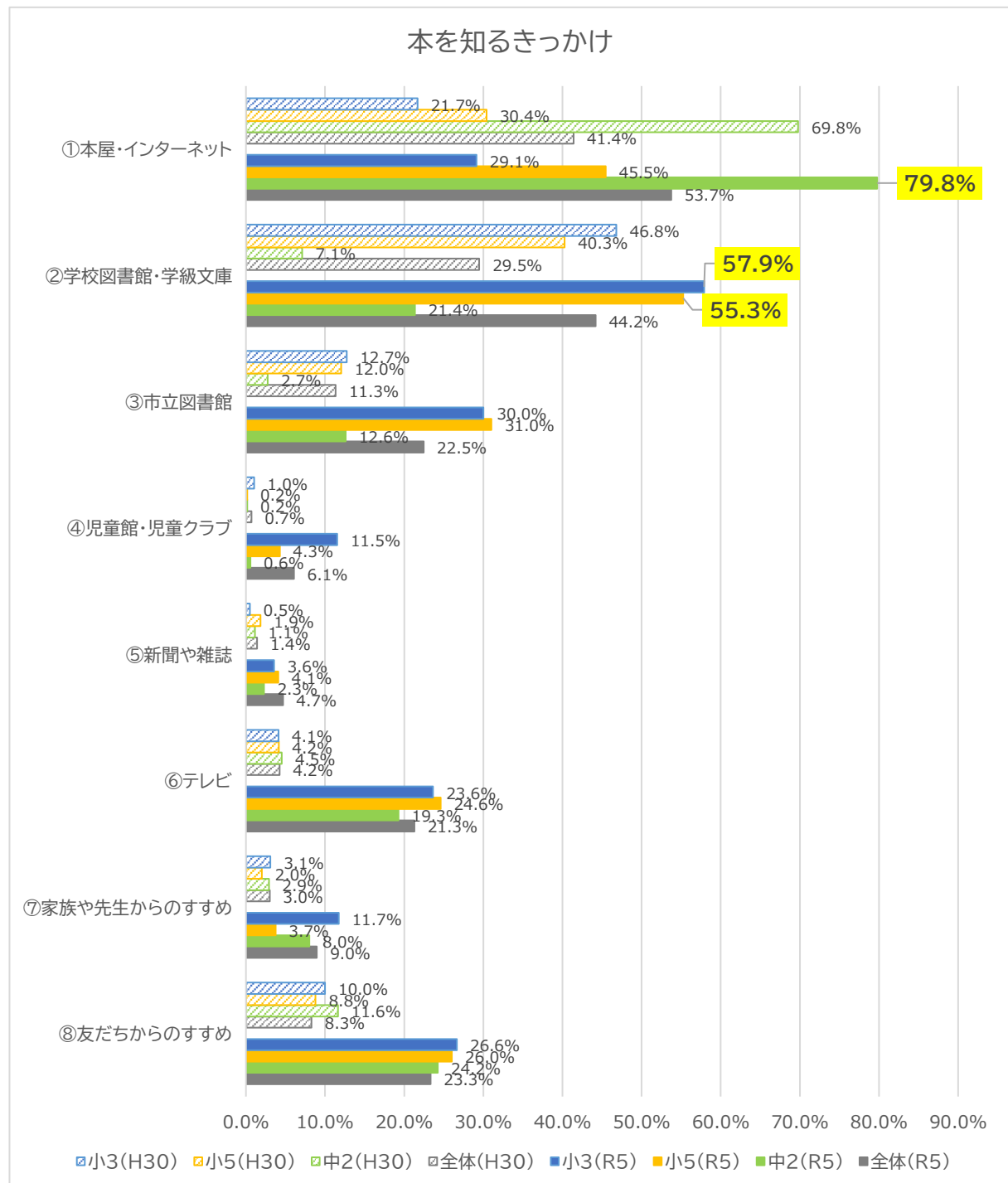
区分によって多少のバラつきは見られるものの、全体の **68.4%**が「⑧絵本・物語・小説」が好きと回答しています。



質問力 あなたは、新しく読む本をどうやって知りますか？

小学生は、「②学校図書館・学級文庫」の回答が最も多く(小学3年生:57.9%、小学5年生:55.3%)、本に触れる機会は学校図書館が多いことがうかがえます。

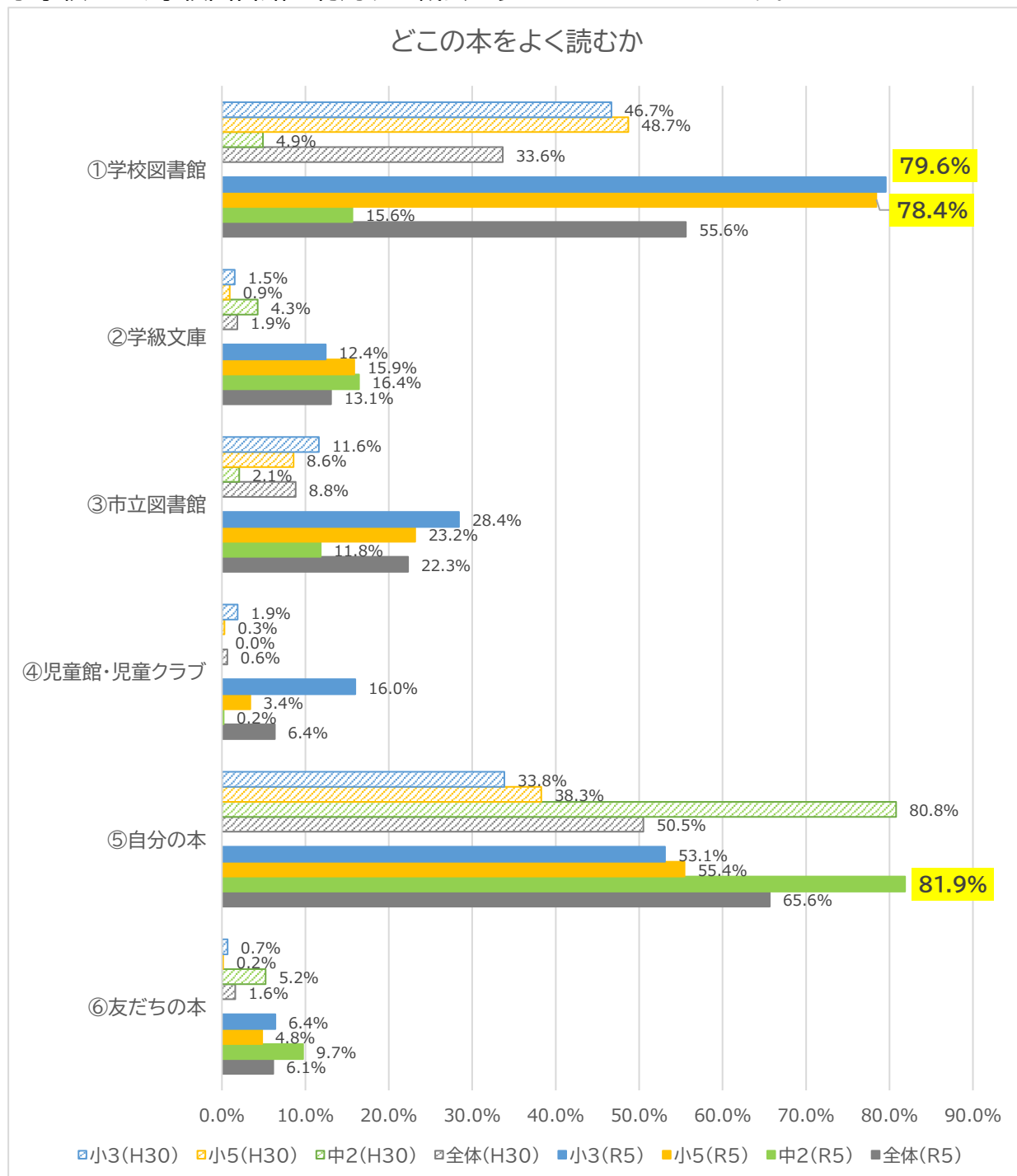
一方、中学生2年生は「①本屋・インターネット」を活用していると回答した人が79.8%と最も多く、自分の趣向にあった本をより広い視野で探していることがうかがえます。



質問キ どこの本をよく読みますか？(3つまで)

小学生のうちは、主に学校図書館を活用し本を読んでいると回答した人が約 **80%** (小学3年生:79.6%、小学5年生:78.4%)であることに對し、中学生になると「自分の本」と回答した人が **81.9%**であることがわかりました。

小学校では、学校図書館を利用する機会が多いことがうかがえます。

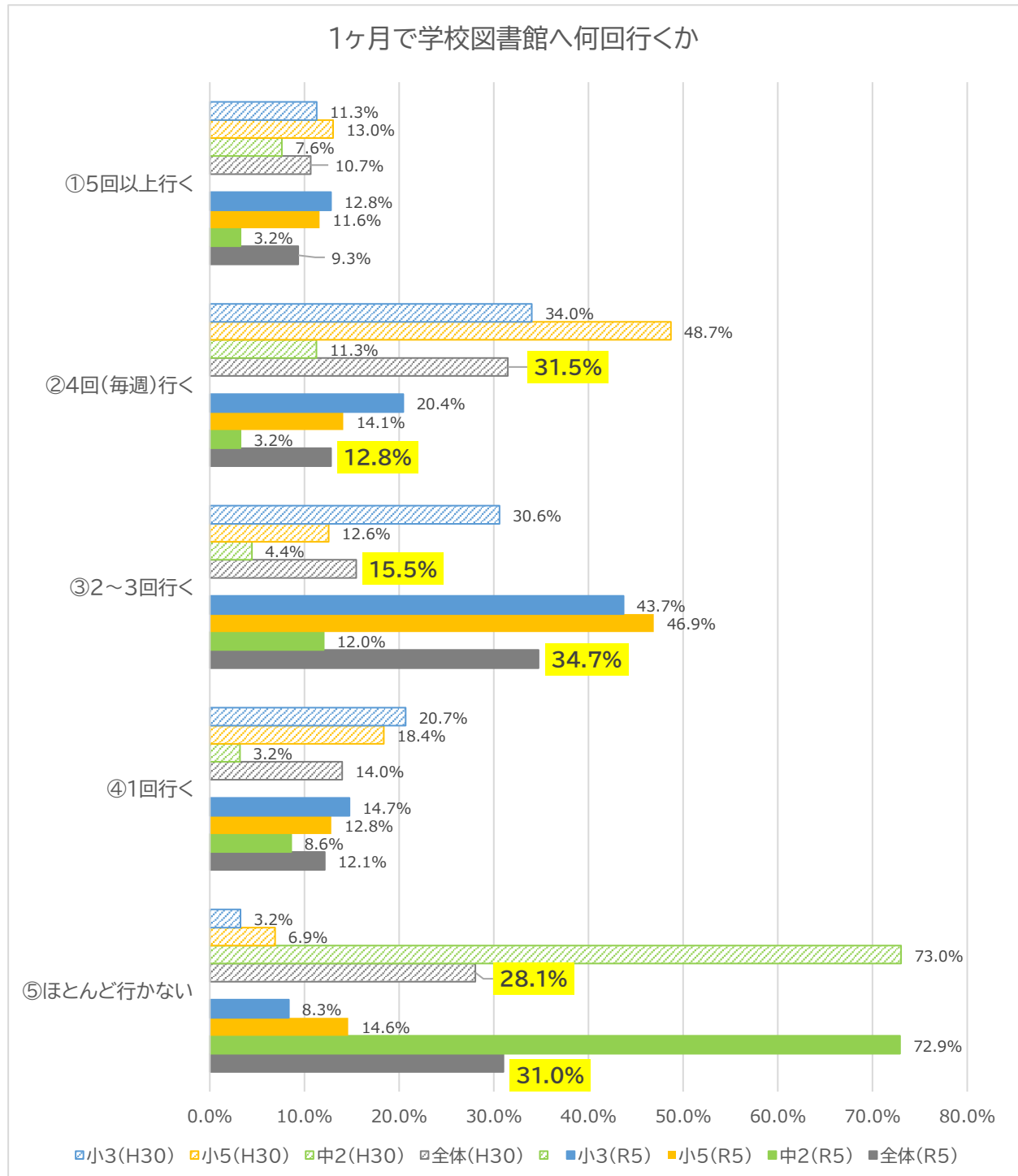


※H30:1つ選択、R5:3つまで選択。R5 調査で複数回答に変更したため、分けて表記しています。

質問ク あなたは、1か月で学校図書館へ何回行きますか？

学校図書館へ「②4回(毎週)行く」と回答した人の平均は、31.5%から 12.8%まで減少しました。一方で「③2～3回行く」と回答した人は 15.5%から 34.7%まで増加。利用回数が減少している傾向が読み取れます。

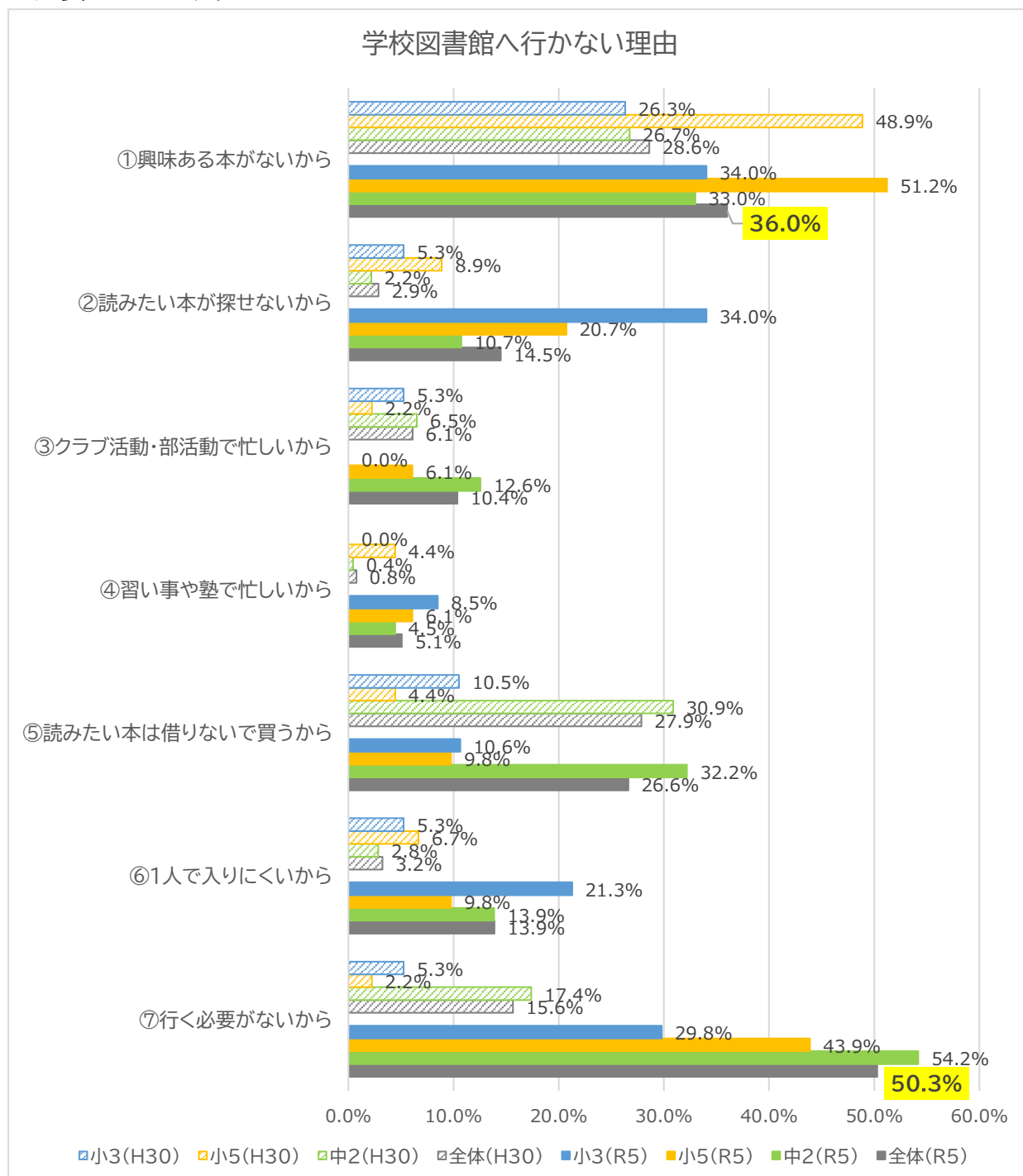
また、「⑤ほとんど行かない」と回答した人の平均は、28.1%から 31.0%に増加しています。学校図書館を利用しない層が増えているため、対策が必要だといえます。



「質問クで「⑤ほとんど行かない」と答えた人におたずねします。」

質問ケ あなたが、学校図書館へ行かない理由を教えてください。(3つまで)

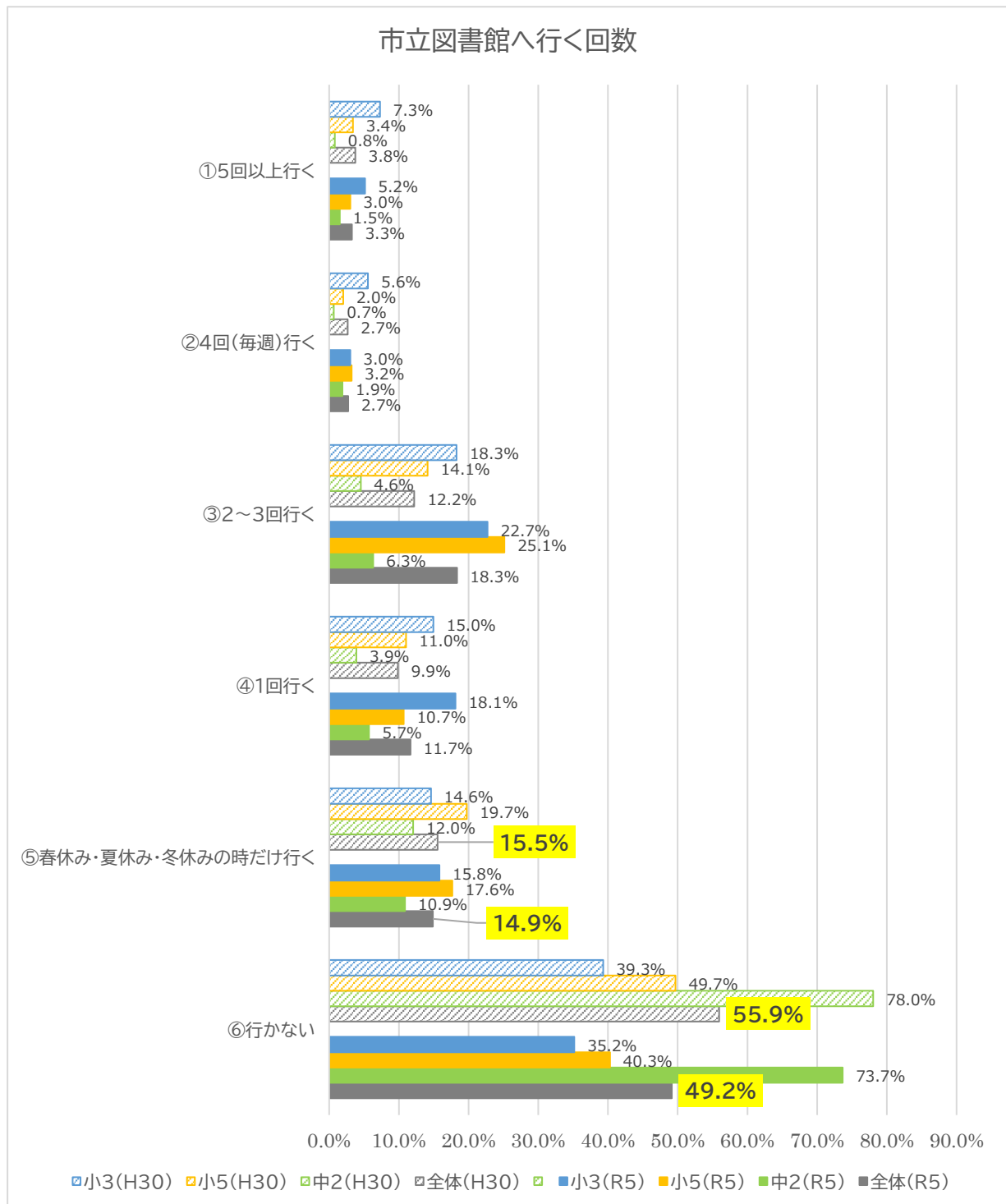
年齢によってバラつきはあるものの、「⑦必要がないから(50.3%)」「①興味ある本がないから(36.0%)」が多い回答となっています。学校図書館の必要性をアピールする必要があります。



※H30:1つ選択、R5:3つまで選択。R5 調査で複数回答に変更したため、分けて表記しています。

質問□ あなたは、1か月で市立図書館へ何回行きますか？

市立図書館へ「⑥行かない」と回答した人の平均は、55.9%から 49.2%に減少。市立図書館の利用が定着している一方で、「⑤春休み・夏休み・冬休みの時だけ行く」と回答した人の平均は、15.5%から 14.9%に減少。長期休暇の際に市立図書館を利用しない層が増えているため、児童生徒向けの取組が必要だといえます。

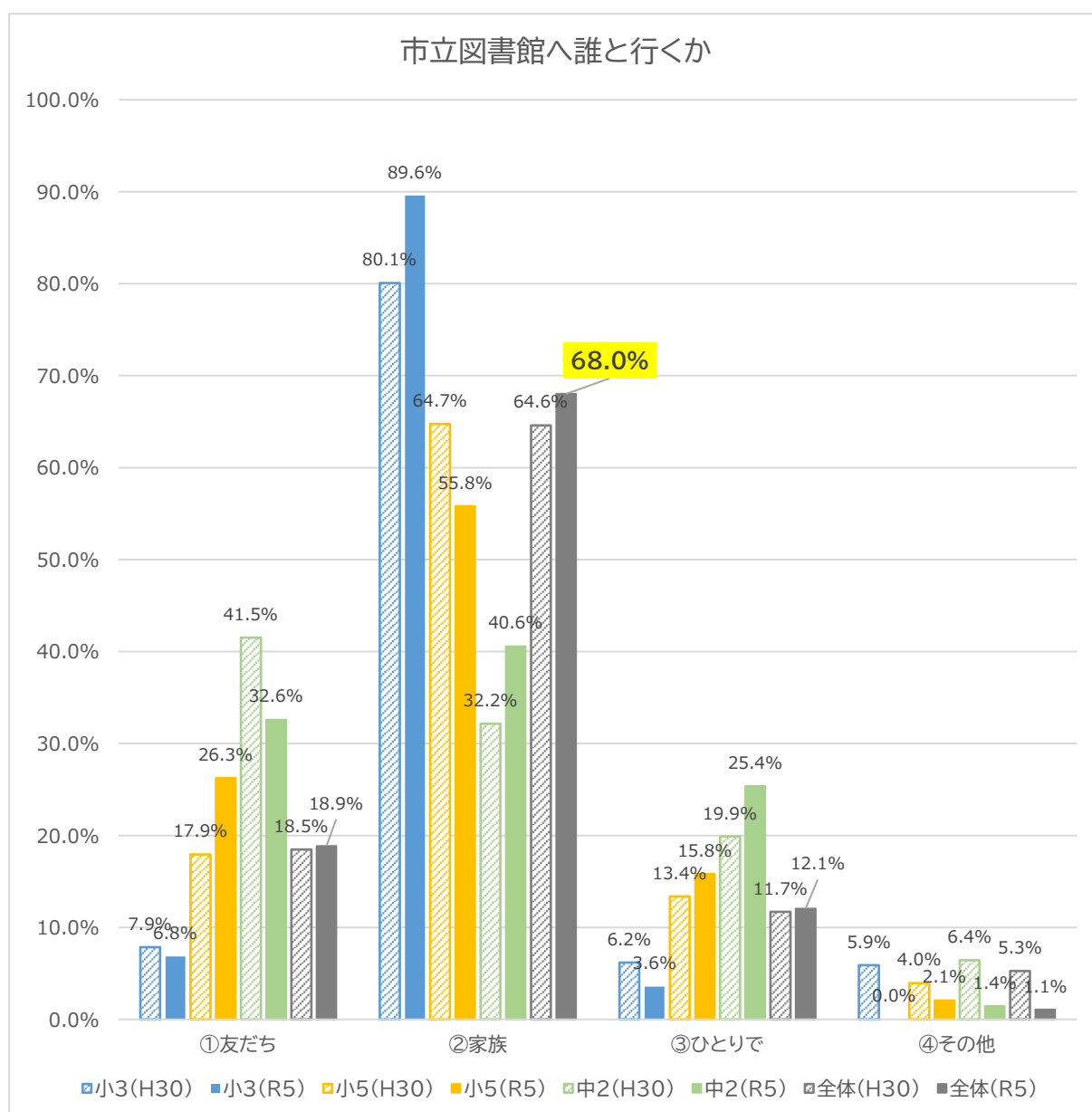


「質問コで「行く(①～⑤)」と答えた人におたずねします。」

質問サ あなたは、市立図書館へ誰と一緒にいくことが多いですか。

※趣旨が異なるため、3歳児保護者への設問はありません。

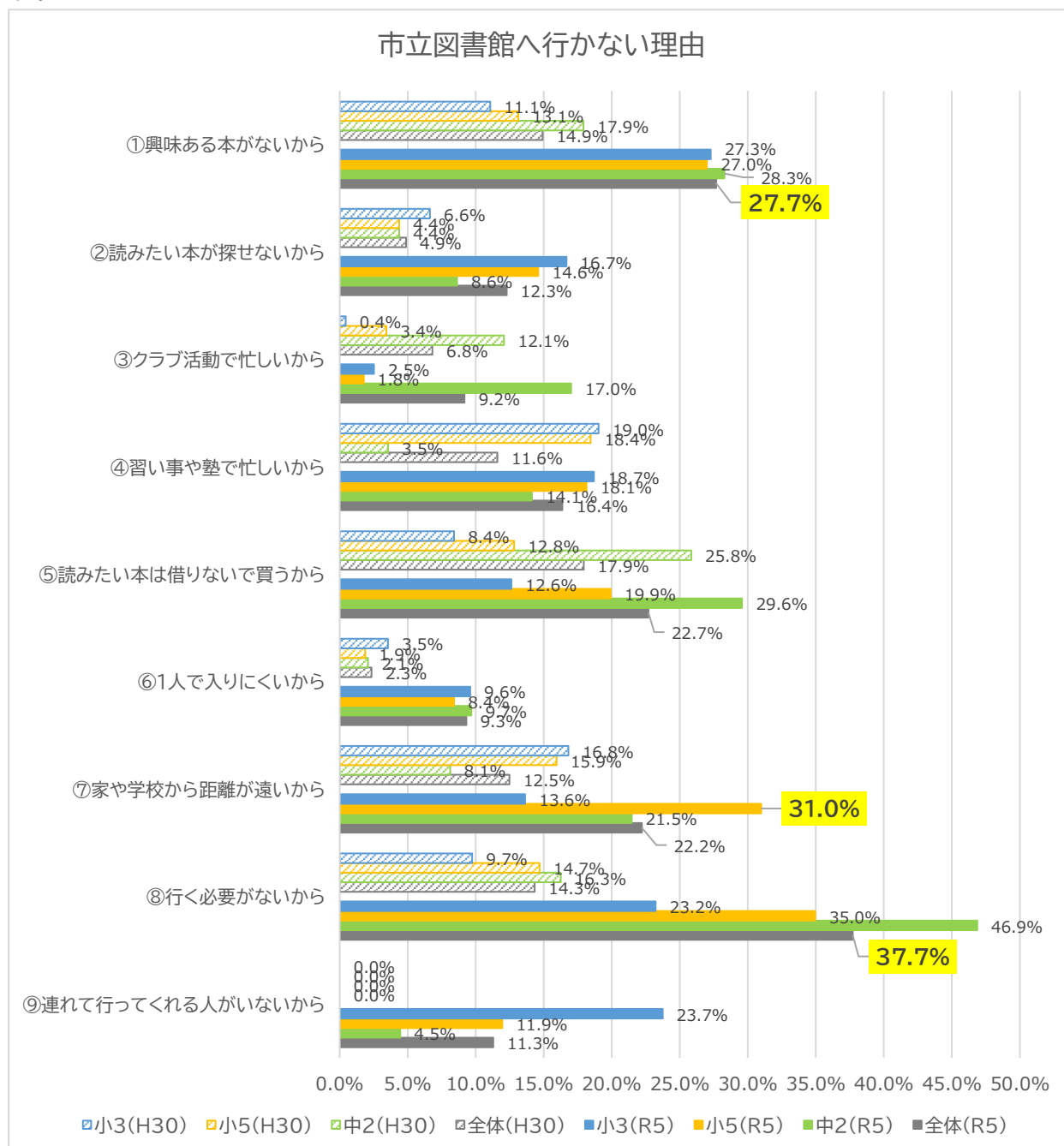
どの年代も「②家族」と一緒にいくと回答した人が最も多く、**68.0%**となっています。
市立図書館の取組については、家庭に呼びかけていく必要があるといえます。



「質問コで「⑥「行かない」と答えた人におたずねします。」

質問シ あなたが、市立図書館へ行かない理由を教えてください。(3つまで)

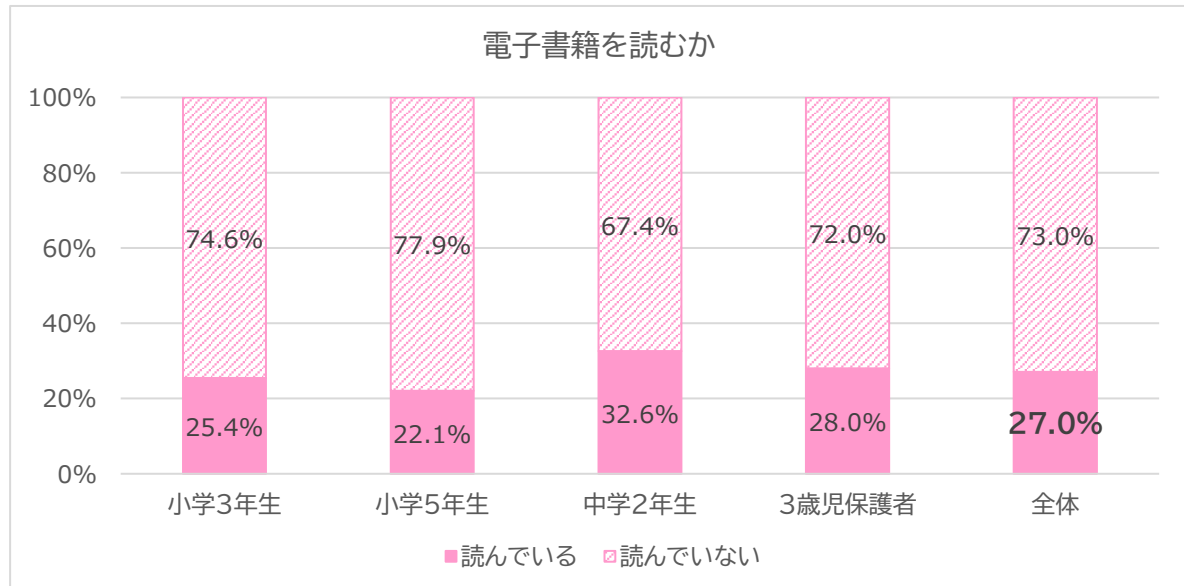
年齢によってバラつきはあるものの、「⑧行く必要がないから(37.7%)」「①興味ある本がないから(27.7%)」が多い回答となっています。また、小学5年生では「⑦家や学校から距離が遠いから」と回答した人が 31.0%と、立地的な課題もうかがえます。市立図書館のコンテンツを充実させ、必要性をアピールしていくことが大切だといえます。



※H30:1つ選択、R5:3つまで選択。R5 調査で複数回答に変更したため、分けて表記しています。

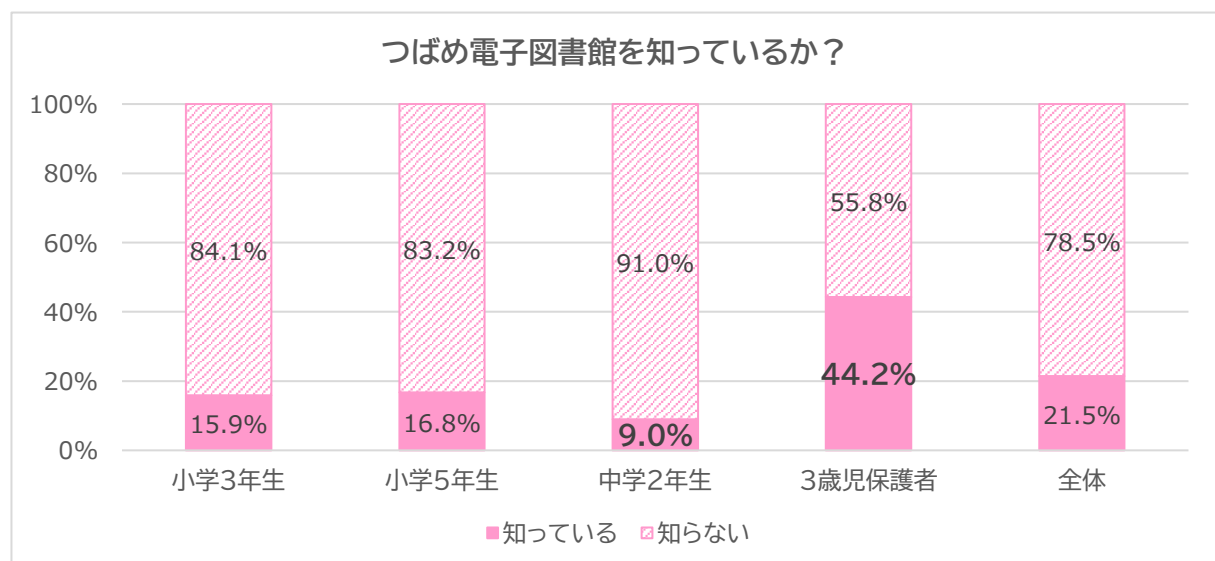
質問ス あなたは、電子書籍(タブレット等の画面で読む本や雑誌)を読んでいますか？

どの世代も約 3 割(全体で 27.0%)が電子書籍を読んでいるという結果になりました。



質問セ あなたは、つばめ電子図書館(燕市のデジタル図書館)があることを知っていますか？

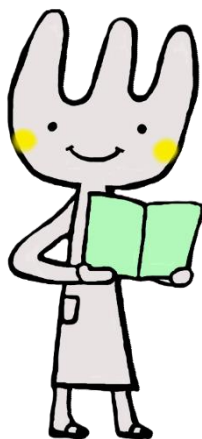
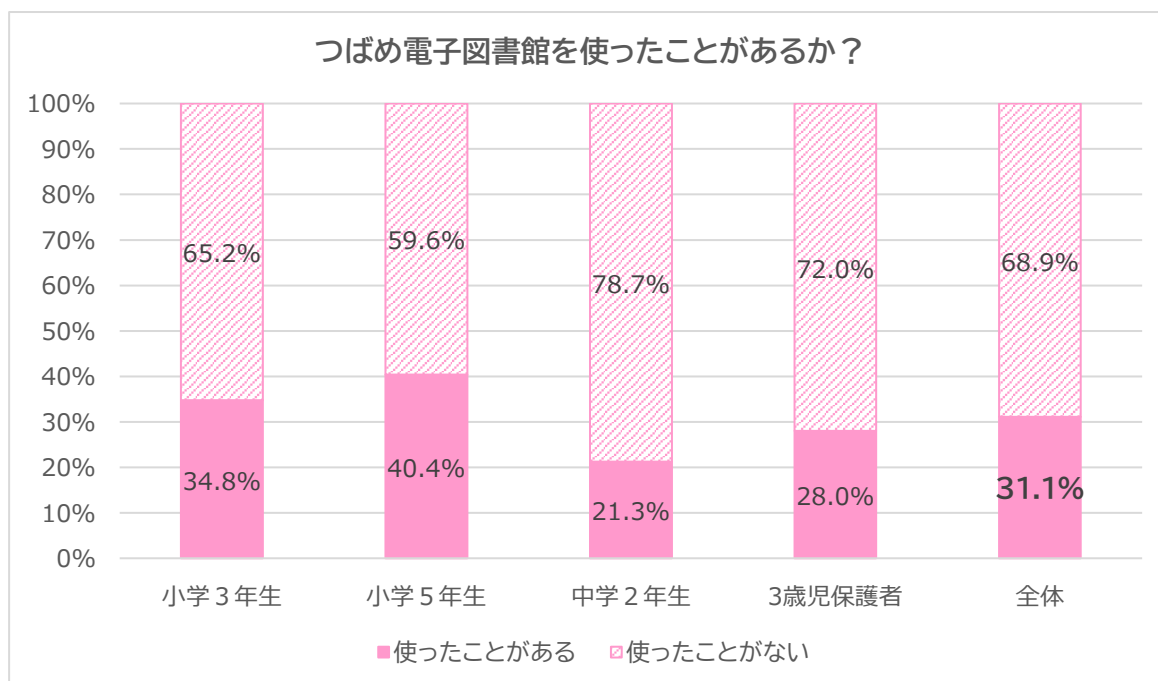
つばめ電子図書館を知っていると回答した 3 歳児保護者は 44.2%であった一方、小学生は 20%未満、中学生は 9.0%という結果となりました。児童生徒への認知度が低いという課題があるため、周知活動を推進する必要があります。



「質問セで「知っている」と答えた人におたずねします。」

質問ソ あなたは、つばめ電子図書館を使ったことがありますか？

つばめ電子図書館を知っている人のうち、使ったことがあると回答した人は全体で**31.1%**に留まりました。周知の他に、実際に利用してもらうための工夫が必要だといえます。



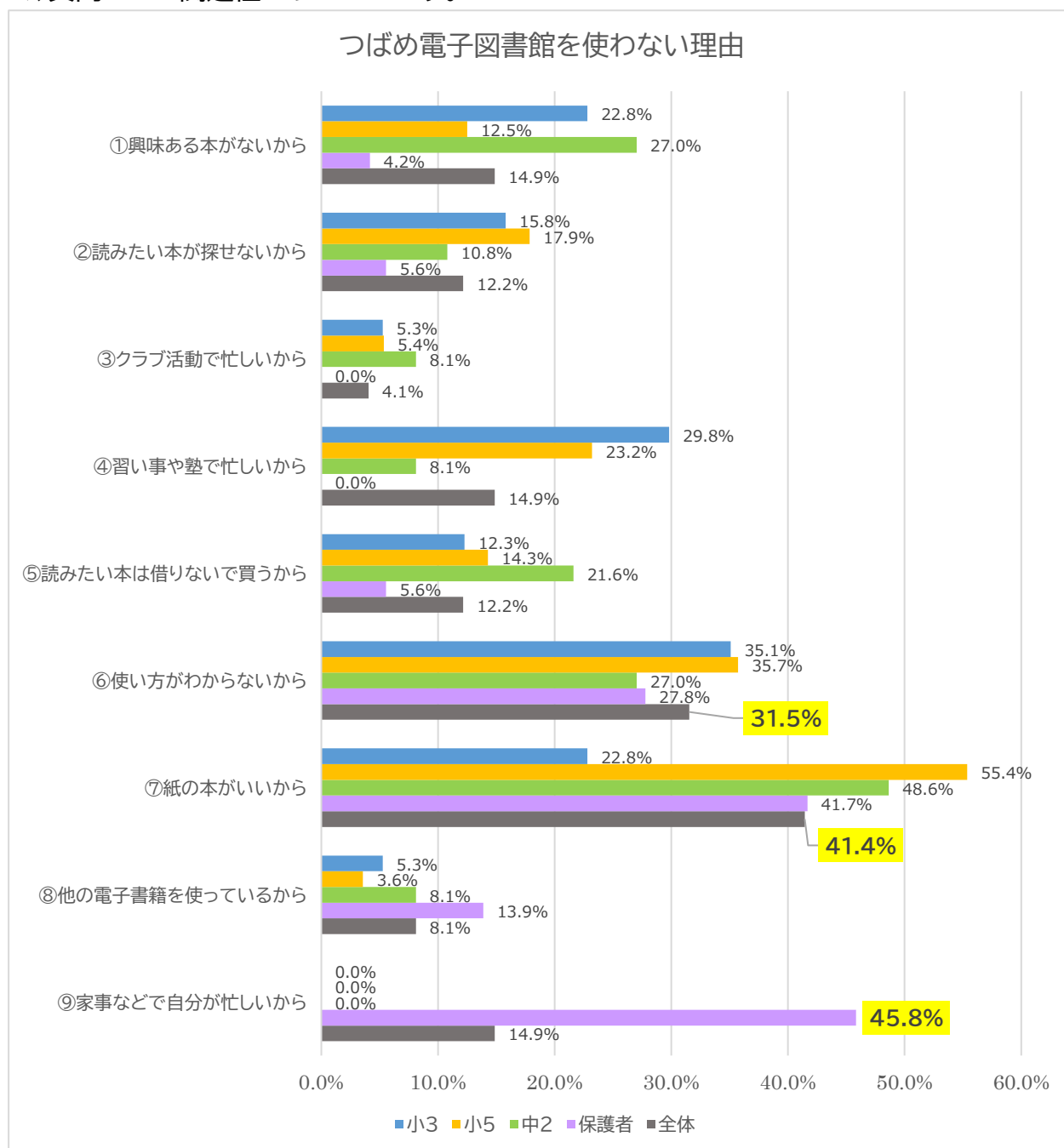
「質問ソで「使ったことがない」と答えた人におたずねします。」

質問タ つばめ電子図書館を使わない理由を教えてください。

※趣旨が異なるため、③・④は3歳児保護者への設問はありません。また⑨は保護者のみの設問となります。

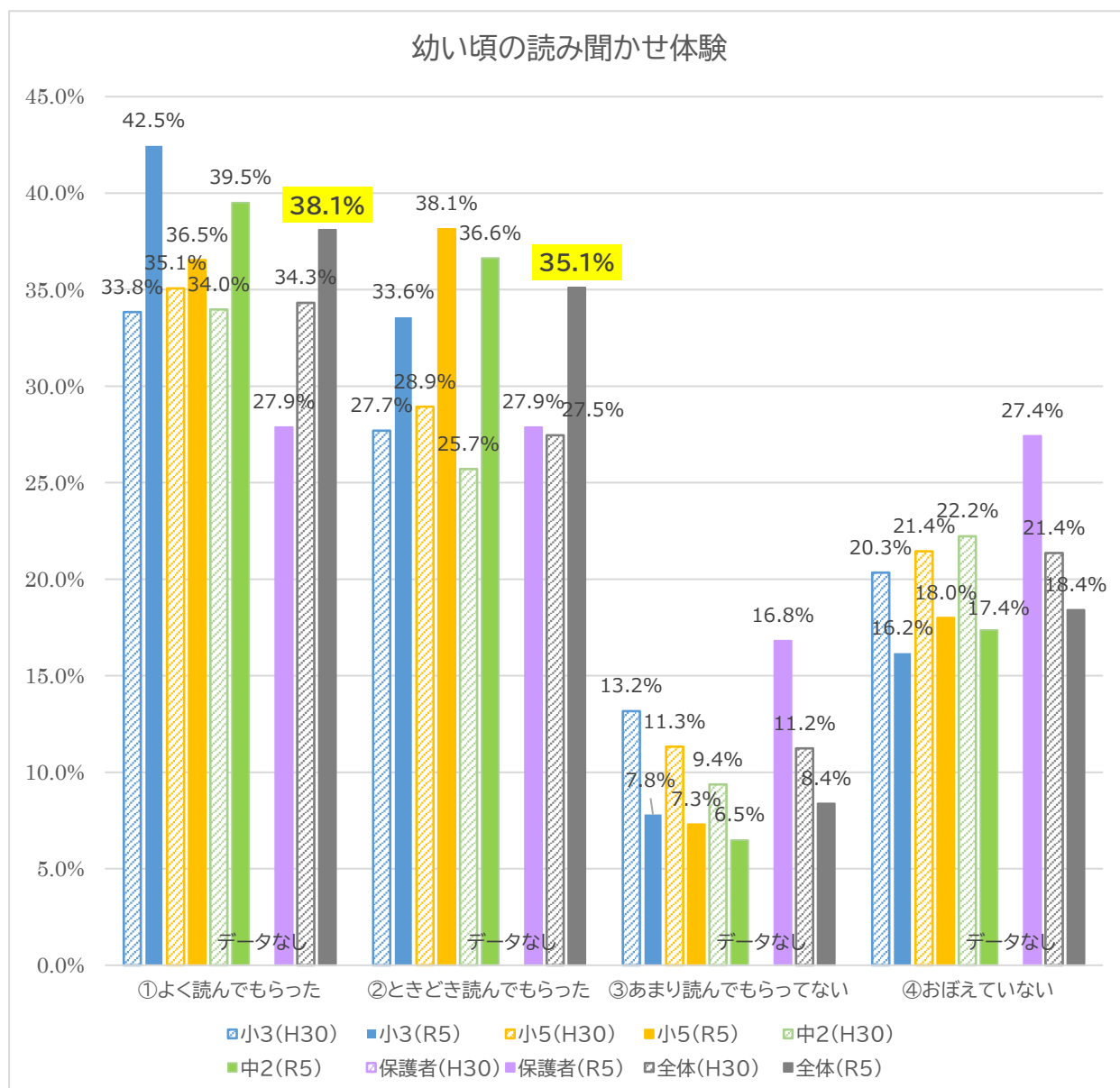
全体的にバラつきはあるものの、「⑥使い方が分からない(31.5%)」「⑦紙の本がいいから(41.4%)」が多い回答となっています。

また、3歳児保護者では、「⑨家事などで自分が忙しいから(45.8%)」の回答が最も多く、質問工との関連性がうかがえます。



質問⑦ 幼稚園や保育園、こども園にいた頃、家の人に本を読んでもらいましたか？

「幼少期に家族から本を読んでもらいましたか？」という問いに対し、「①よく読んでもらった(38.1%)」「②ときどき読んでもらった(35.1%)」と回答した人はそれぞれ増加しており、幼少期の読み聞かせ体験の重要性が浸透していることがうかがえます。



※H30 は保護者への質問なし

06 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（令和元年六月二十八日）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等

の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

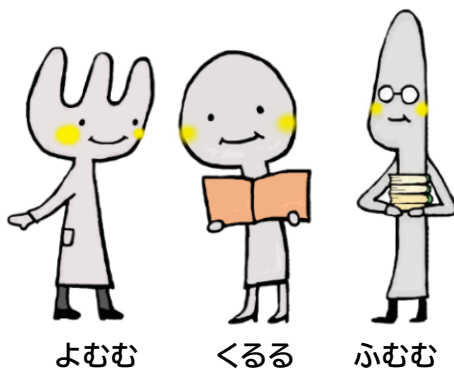
第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

燕市図書館キャラクター



よむむ

くるる

ふむむ

第3次燕市子ども読書活動推進計画

令和7年3月

【編集・発行】

燕市教育委員会社会教育課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

TEL:0256(77)8366 FAX:0256(77)8188

URL:<http://www.city.tsubame.niigata.jp/>

E-mail:edu_skyoiku@city.tsubame.lg.jp